

浦安市郷土博物館年報

第24号 令和6年度(2024)



浦安市郷土博物館

ご挨拶

浦安市郷土博物館は、かつて漁業の町であった頃の浦安の生活文化を知ることができる体験型博物館として平成 13 年 4 月に開館して以降、市民はもとより、市外の皆様からのご利用いただいております。

当館の展示は、来館者が“ふるさと浦安”に親しみながら郷土学習に取り組める場となっており、かつて実際に使われていた民具や、漁師の“命”である船などに実際に触れることで、より密度の濃い体験ができるようになっています。

また、市内から古民家などを移築し、昭和 27 年頃の浦安を再現する屋外展示場を中心に、昔のくらしや遊びを体験することができ、季節ごとに展示替えや行事・イベントを展開しています。幅広い利用者層のニーズを満たせる館内外での体験事業は、ご好評をいただいております。

令和 5 年 4 月 1 日に「テーマ展示室」がリニューアルオープンし 2 年が経過しましたが、令和 6 年度も入館者数が 10 万人を超え、引き続き多くのお客様に来館いただきました。

令和 6 年度の事業としては、毎年恒例の企画展「浦安の海苔養殖」を開催し、浦安の基幹産業であった海苔養殖について紹介しました。また、企画展「浦安の漁撈一刺網漁一」を開催し、当館保管の漁撈用具のうち、点数が一番多く収蔵されている刺網漁を紹介しました。

博学連携事業では、「学校教育に生かせる博物館」のコンセプトのもと、引き続き「昔のくらし体験」と「海苔すき体験」を実施し、市立小学校の 3 年生と 4 年生の児童全員が体験しました。毎年恒例の、小中学生の浦安研究作品を紹介する「ふるさと浦安作品展」では、1,556 点の参加があり、うち 226 点を展示しました。

最後に、当館の運営にご協力をいただいている多くのボランティア・文化団体、関係者の方々に感謝を申し上げるとともに、地域の皆様が“ふるさと浦安”に誇りを持ち、郷土愛を育むことができる場所として、地域に根ざした身近で親しまれる博物館となれるよう、職員一同取り組んでまいります。

令和 7（2025）年 9 月

浦安市郷土博物館長

目次

I	設立の目的	1
II	沿革	2
III	施設の概要	5
IV	組織と運営	8
1	組織	
2	委員会	
V	事業の概要	13
1	郷土博物館ボランティア「もやいの会」	
2	文化団体	
3	体験学習	
4	展示	
5	学校教育との融合	
6	その他の事業	
VI	資料の収集・整理・活用	41
1	資料の寄贈	
2	資料の整理	
3	資料の貸出・閲覧	
VII	文化財の保護・活用	51
1	文化財の指定	
2	県指定及び市指定有形文化財住宅の現地保存・公開	
VIII	刊行物及びミュージアムショップ	56
1	刊行物	
2	ミュージアムショップ	
IX	利用状況	59
1	令和6年度 月別入館者数	
2	年度別入館者数	
3	団体利用数・博学連携活用数	
4	メディア利用	
X	条例・規則	64

I 設立の目的

かつて、浦安は漁師町として長い歴史を持っていましたが、昭和46年の漁業権全面放棄、そして海面の埋め立てにより、短期間に他に例を見ないほどの大きな変貌を遂げました。

漁師町時代の浦安の文化を後世に伝え残すため、昭和55年に給食センターの建物を転用して郷土資料館がオープンしました。しかし、資料の収蔵、展示、学習のスペースが不足していることから、資料館本来の目的を達成することが難しくなっていました。また、漁業経験者など昔の浦安を知っている市民の高齢化も進み、貴重な資料の散逸を防ぐためにも、平成3年ごろより博物館建設の気運が高まりました。

浦安市民共有の財産でもある郷土資料を収集・保存し、次の世代へ浦安の歴史・文化を伝えて新しいまちづくりの拠点となるべく、平成13年4月に浦安市郷土博物館は開館しました。開館当初より、海とともに暮らしてきた時代を歴史・民俗資料、情景再現等で紹介し、これからの浦安と海のあり方を考える指針となる展示を行っており、とくにテーマ展示室「海とともに」では、自然と共存し、海とともに生きた浦安の、干潟、海、オカ（陸）での生活の特徴的な事象を中心に展示を構成していました。

開館後20年を経過して、これまでの漁師町時代の展示に加え、埋立事業以降の「新しいまち」の展示を充実させ、二つの時代を対比的に配置することで、まちの劇的な躍進を伝えていくことを目的とした郷土博物館のリニューアル事業が計画され、令和5年4月にテーマ展示室をリニューアル、令和5年11月に船の展示室をリニューアルしました。

《郷土博物館の基本コンセプト》

(1) 市民参加をモットーとした「すべてに開かれた博物館」

→市民が主体の新しい博物館

- ・博物館事業への積極的な市民参加
- ・市民との共同研究と成果発表
- ・市民ボランティアの活用育成

(2) 体験を重視した「生きている博物館」

→新たな市民文化の発信基地

- ・数多い体験機会の確保
- ・ふれあいの場の確保

(3) いつきても新しい発見のある「リピーターの呼べる博物館」

→生涯にわたって学習のできる施設

- ・四季に応じた展示替え
- ・人とのふれあいから生れる新発見
- ・親子で学べるソフトの充実
- ・企画展・講座・講習会の開催

(4) 博物館も学校であると位置付け、「学校教育に生かせる博物館」

→未来の浦安を築くエネルギー

- ・学校教育との融合
- ・各学年の能力に合わせたプログラムの開発
- ・移動博物館の実施
- ・子どもたちの調査活動への協力

II 沿革

年	月	内容
昭和55	6	郷土資料館開館
平成 3	3	社会教育課文化係で郷土博物館建設の準備が始まる 郷土博物館基本構想策定
4	9	郷土博物館基本計画策定
6	3	郷土博物館建設・展示実施設計
8	4	シビックセンター構想の策定により展示変更設計
9	1	起工式
10	4	郷土博物館と学校教育の融合で担当指導主事の配置
	6	「仮称浦安市郷土博物館展示製作業務委託」契約（6月19日～平成11年12月28日） 「浦安市郷土博物館の学校活用検討本部」設置 「浦安市郷土博物館活用検討委員会」設置（委員長・副委員長・委員13名）
	12	仮称「浦安市郷土博物館」展示製作の一時中止を通知（平成12年3月31日まで） 浦安市議会で「仮称郷土博物館建設に関する特別委員会」開催
	2	「郷土博物館計画に関する市民委員会」開催（2月26日まで、計7回） 博物館の躯体上棟
	3	建築関係3社に、展示工事に関わる建設工事の一時中止を通知（3月6日から当分の間）
11	6	浦安市議会で「仮称郷土博物館調査特別委員会」開催、建設推進の採決を求める動議で採決が行われ、11対9の賛成多数で建設続行が可決
12	3	建設工事竣工・引渡
	6	博物館ボランティア「（仮称）ふれあいの会」（のちの「もやいの会」）発足
	9	「旧本澤家住宅」、「旧吉田家住宅」、「旧太田家住宅」、「内田喜一氏所有長屋」を郷土博物館内に移築
	10	展示製作物完成
13	3	竣工式 郷土資料館閉館
	4	開館 博物館ボランティア「もやいの会」活動開始 オープニング写真展「海と暮らす」開催
	6	「子どもチャレンジ」開始 特別展「アオギスがいた海」開催
	10	入館者10万人達成 企画展「くらしの変遷－火の昔－」開催
14	1	郷土博物館マスコットキャラクター「あっさり君」誕生（公募・選定） 企画展「のりー東京湾のノリ、その生態－」開催
	3	収蔵品展「浦安の宝はみんなの宝」開催
	6	企画展「出土遺物巡回展－房総発掘物語－」開催
	8	入館者20万人達成
	10	南行徳漁業協同組合の協力により、三番瀬にて海苔養殖試験事業の開始
	11	企画展「のりー海苔養殖の一年－」開催
	12	郷土博物館マスコットキャラクター「あっさり君」商標登録
15	3	企画展「30年前の漁師町浦安－写真家小泉定弘の記録－」開催
	6	企画展「出土遺物巡回展－房総発掘物語－」開催 入館者30万人達成
	11	企画展「打瀬船－その材質－」開催
16	1	企画展「のりー海苔養殖はいま…－」開催
	3	企画展「えほんの路地－そこはこどもの大宇宙－」開催
	4	学校教育支援システム・コンテンツ「郷土学習BOX」製作

年	月	内容
16	5	打瀬船の製作・進水式 入館者40万人達成
	6	千葉県指定文化財30周年記念事業「浦安のお洒落踊り」開催
	7	夏休み子どもミュージアム「『ぜね』物語ーたどろう、お金の歴史ー」開催
	12	企画展「のりーちば海苔いまむかしー」開催
17	3	入館者50万人達成
	4	「開館5周年記念式典」開催 企画展「アオギス復活!」開催
	7	千葉県北西部地区文化財発表会「温故知新」開催
	10	浦安市指定文化財30周年記念事業「浦安のお囃子」開催
	12	企画展「ピノリのノりのり大作戦ー海苔グッズ集まれ〜!ー」開催
	12	入館者60万人達成
18	3	企画展「ドキッと房総発掘」開催
	7	ミニ展示「夏景色・ドンと鳴った花火展」開催
	12	入館者70万人達成
19	1	企画展「のりー浦安の海苔養殖ー」開催
	3	企画展「浦安の三軒長屋」開催
	4	「浦安市郷土博物館活用検討委員会」を「浦安市郷土博物館活用推進委員会」へ改称。
	10	企画展「浦安今昔くらし展」開催 「浦安囃子保存会結成60周年記念公演」開催
20	1	企画展「浦安の海苔養殖」開催
	4	企画展「浦安の魚たち」開催
	11	企画展「おらんハマのゆくえー浦安・黒い水事件から50年ー」開催
21	1	企画展「浦安の海苔養殖」開催
	4	江東区中川船番所資料館合同企画展「江戸の武士と釣り文化ー釣り指南書『河羨録』の世界ー」開催
	8	入館者100万人達成
	11	企画展「浦安の海は今ー埋立ての進んだ海で生きる生物たちー」開催
	12	浦安市農業史資料調査
22	1	企画展「海苔へのおもいー家族で支えたオカとハマの大仕事ー」
	4	企画展「カニとエビの仲間たち」開催
	7	夏休み企画展「もっと知りたいふるさと浦安」開催
	9	浦安市農業史資料調査 企画展「ふるさと浦安作品展」開催
	10	名古屋市博物館共催企画展「三角州上にできた2つの漁師町ー名古屋市下之一色と浦安ー」開催
23	1	企画展「のりー海苔養殖とヨシー」開催
	3	東日本大震災のため休館（3月12日～4月24日）
	4	郷土博物館の開館時間を17時まで延長 文化財住宅経年および震災調査
	6	浦安市農業史資料調査
	10	開館10周年企画展「博物館のあゆみーおかげさまで10周年ー」開催
24	5	企画展「浦安のまつり」・「懐かしい浦安の風景画」開催
	10	「三軒長屋」屋根差し茅、外便所修復工事
	11	写真展示「東京湾三番瀬に生きる」開催 収蔵品展「浦安の宝はみんなの宝Ⅱ」開催
25	1	収蔵品展「映画公開50周年記念『青べか物語』関連資料」・「三番瀬の漁撈習俗」開催
26	1	企画展「浦安の農業」開催
27	10	市民共催企画展「1957～1966 東葛地区（浦安・流山・松戸）児童木版画作品展」開催

年	月	内容
28	2	浦安市文化財審議会「郷土博物館の活性化について」(提言)
	10	企画展「浦安鉄鋼団地ー身近にあるが知られていない日本ー」開催
29	5	企画展「東京湾のイカ網漁ー浦安発祥の漁具・漁法か?!ー」開催
	10	写真展「漁師町浦安の風情を今に」開催 「浦安囃子保存会結成70周年記念公演」開催(共催)
	12	収蔵品管理システムの導入
30	3	伊能忠敬没後200年記念「伊能大図複製パネル」特別展示、及び新収蔵品展「測量をめぐる浦安の偉人 宇田川徳太郎ーロシアとの国境線をつくった男ー」開催
31	3	「郷土博物館展示リニューアル基本構想」策定
令和元	8	入館者200万人突破
	11	企画展「大塚勉写真展ー浦安に生まれてー Site 埋立地1971-2019 生成する場」開催
2	3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館(3月2日～5月31日) 「浦安市郷土博物館展示リニューアル基本設計・実施設計」策定
	5	浦安市郷土博物館ホームページ開設
3	1	新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設休止し学校授業のみ受入(1月15日～3月21日)
	4	郷土博物館開館20周年 新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館(4月28日～5月12日)
	7	浦安市郷土博物館協議会設置
	9	新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設休止し学校授業のみ受入(9月1日～30日)
	12	展示リニューアル事業着手
4	7	第1期展示リニューアル工事のためテーマ展示室閉鎖(7月4日～令和5年3月31日)
5	3	第1期展示リニューアル完了・引渡
	4	テーマ展示室リニューアルオープン
	9	第2期展示リニューアル工事のため船の展示室閉鎖(9月4日～10月31日)
	11	第2期展示リニューアル完了・引渡 船の展示室リニューアルオープン
6	3	企画展「浦安の風景画展～むかし・いま～」開催
7	3	企画展「浦安の漁撈ー刺網漁ー」開催

Ⅲ 施設の概要

(1) 建築の概要

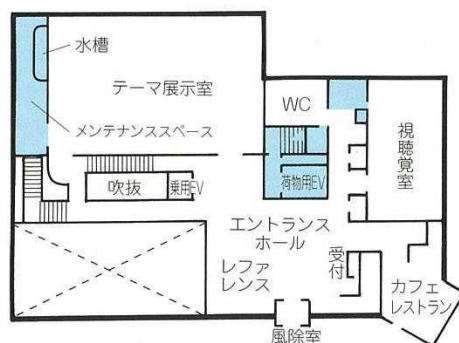
- | | |
|--------|--|
| ① 敷地面積 | 7,455.40 m ² （健康センター用地を含む。博物館用地は3,586.78 m ² ） |
| ② 建築面積 | 1,410.22 m ² |
| ③ 延床面積 | 4,917.64 m ² |
| ④ 階 数 | 地上二階・地下二階 |
| ⑤ 構 造 | 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 |
| ⑥ 高 さ | 13.38m |

各階平面図

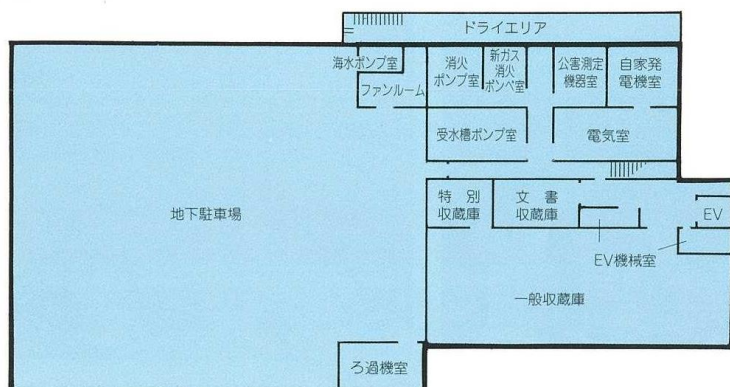
■ B1



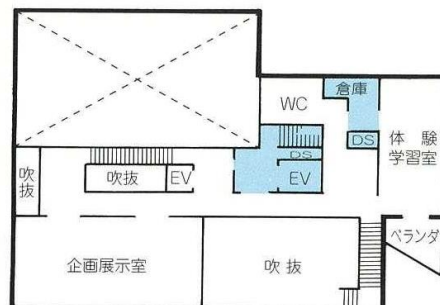
■ 1F



■ B2



■ 2F



管理部門

各室面積表

地下 2 階

部門	室名	面積 (㎡)
駐車場など	駐車場	1,321
	ファンルーム	23
	海水ポンプ室	10
	ろ過機室	43
管理部門	消火ポンプ室	35
	新ガス消化ボンベ室	27
	受水槽・ポンプ室	52
	公害測定機器室	29
	自家発電機室	50
	電気室	73
	ELV 機械室 (1・2)	29
収蔵庫	特別収蔵庫	33
	文書収蔵庫	42
	一般収蔵庫	312
	廊下等	157
	地下 2 階合計	2,236

地下 1 階

管理部門	事務室	62
	応接室	14
	集会室	47
	和室	14
	更衣室 (男女)	17
	シャワー室	3
	清掃員控室	10
	警備員室	5
	ボランティア室	20
収蔵整理部門	作業室	36
	トラックヤード	37
	荷解室	89
	資料整理室・資料検索室	50
	スタジオ	16
	暗室	7
	映像収蔵庫	48
	文献資料室	32
	一般収蔵庫 (デッキ部)	20
展示部門	船の展示室	177

部門	室名	面積 (㎡)
	廊下・便所等	329
	地下 1 階合計	1,033

1 階

エントランス	風除室	9
	エントランスホール	116
	カフェレストラン	43
	ショップ	11
	厨房	17
	自販機コーナー	4
	ロッカーコーナー	4
レファレンス	視聴覚室	111
	控室	16
	レファレンス	50
展示室	テーマ展示室	280
	メンテナンススペース	44
	廊下・ホール・便所等	246
	1 階合計	951

2 階

展示室	企画展示室	189
体験学習室	体験学習室	91
	体験学習室倉庫	20
	廊下・便所等	294
	機械室	103
	2 階合計	697
	延床面積	4,917

屋外展示場

移築民家	旧本澤家住宅 (木造 2 階)	70.23
	旧太田家住宅 (木造 2 階)	83.45
	旧吉田家住宅 (木造平屋)	39.66
	三軒長屋 (木造平屋)	41.31
展示民家	豆腐屋 (木造平屋)	37.18
	船宿 (木造 2 階)	61.14
	天ぷら屋 (木造平屋)	39.66
	海苔製造場 (鉄骨平屋)	12.39
	その他部分	1,012.23
	屋外展示場合計	1,397.25



浦安市郷土博物館外観

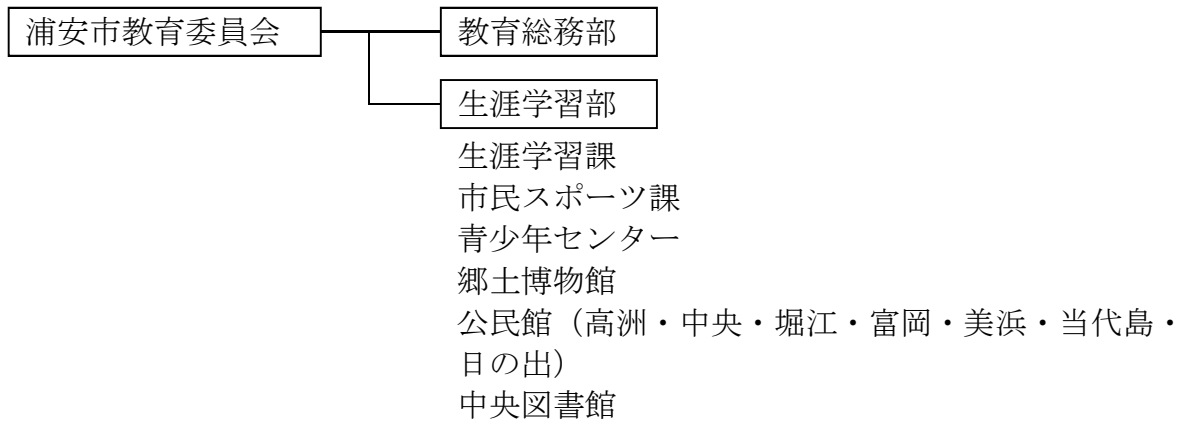


屋外展示場

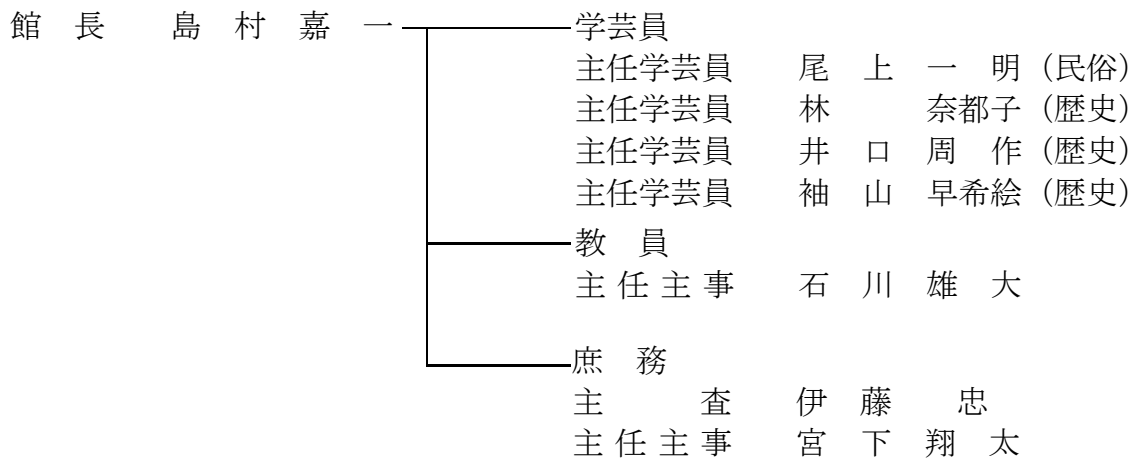
IV 組織と運営

1 組織

(1) 組織



(2) 職員体制（令和6年4月1日現在）



2 委員会

(1) 文化財審議会

浦安市文化財審議会条例に基づき、文化財の保護及び活用に関する事項を調査審議する機関として設置しています。

委員長	菅根幸裕
副委員長	森田信雄
委員	穎原澄子
委員	中山高樹
委員	今井弘
委員	大石隆介
委員	泉澤佐江子

○令和6年度に取り扱った議事等

回	日時・場所	議 事 等
第1回	7月24日(水) 14時～15時50分 郷土博物館視聴覚室	報告事項(1)本市の文化財保護の取組について (2)旧大塚家住宅、現状報告 その他
第2回	令和7年3月12日(水) 14時～15時50分 郷土博物館視聴覚室	報告事項(1)令和6年度本市の文化財保護の取組について (2)旧大塚家住宅の移設工事に関する進捗状況について (3)豊受神社大イチョウの樹勢調査について その他

(2) 郷土博物館協議会

博物館法第20条第2項に基づき、郷土博物館の運営に関し、意見を述べる機関として、設置しています。

委員長	明保治男
副委員長	館里枝
委員	大村洋子
委員	西澤健二
委員	吉野忍
委員	前田智幸
委員	男全寛子

○令和6年度に取り扱った議事等

回	日時・場所	議 事 等
第1回	8月8日(木) 14時～15時50分 郷土博物館視聴覚室	報告事項(1)令和5年度 郷土博物館事業報告 (2)令和5年度 文化財保護の取り組みについて (3)令和6年度 郷土博物館事業計画 そ の 他
第2回	令和7年3月11日(火) 14時～15時45分 郷土博物館視聴覚室	報告事項(1)令和6年度 郷土博物館事業報告 (2)令和6年度 企画展「浦安の漁撈—刺網漁—」開催案内 そ の 他

(3) 博物館活用推進委員会

郷土博物館の基本コンセプトである「学校教育に生かせる博物館」を推進するため、浦安市郷土博物館活用推進委員会設置要綱に基づき、効果的な活用方法及び博物館活用プログラムを開発する委員会として設置しています。

① 委員名簿

学校名	委員氏名	役職
北部小学校	西澤 健二	委員長
美浜南小学校	中川 裕司	副委員長
浦安小学校	永田 知成	委員
南小学校	原 一正	委員
北部小学校	齋藤 大成	委員
見明川小学校	古川 慎治	委員
富岡小学校	河野 好恵	委員
美浜南小学校	田中 光	委員
東小学校	三浦 里緒菜	委員
舞浜小学校	鈴木 康介	委員
美浜北小学校	立川 昴太郎	委員
日の出小学校	浅田 龍一	委員
明海小学校	清水 菜々	委員
高洲小学校	島岡 侑己	委員
日の出南小学校	西澤 美和子	委員
明海南小学校	渡辺 優喜	委員
高洲北小学校	山口 瞬	委員
東野小学校	柳 圭一	委員
入船小学校	田岡 和美	委員
浦安中学校	梶野 彩子	委員
堀江中学校	岩瀬 亘佑	委員
見明川中学校	安田 勝彦	委員
入船中学校	鎌形 順一	委員
富岡中学校	川原 憲臣	委員
美浜中学校	佐藤 啓太	委員
日の出中学校	桜庭 一慶	委員
明海中学校	林 田 純	委員
高洲中学校	濱野 雄一郎	委員
高洲中学校	岡田 峻輔	委員

②会議内容

回	月 日	内 容
1	5月21日（火）	報告事項（１）浦安市郷土博物館活用推進委員会設置要綱について （２）令和５年度博学連携事業の実績について 協議事項（１）令和６年度年間活動計画について
2	11月19日（火）	報告事項（１）ふるさと浦安作品展について （２）各校での実践について 協議事項（１）今後のふるさと浦安作品展関連事業について
3	令和７年 2月7日（金）	報告事項（１）令和６年度博学連携事業の結果について （２）「浦安を学ぶ」の結果について 協議事項（１）令和７年度活用推進委員会活動計画案について

V 事業の概要

1 郷土博物館ボランティア「もやいの会」

(1) ボランティア組織の発足と名称の由来について

「市民のための博物館」、「ふれあいの博物館」を運営していくため、開館と同時に博物館ボランティア組織が発足しました。当初、仮称として「ふれあいの会」と呼んでいましたが、正式に発足後会員のアンケートにより、「もやいの会」と名称を変更しました。

船に係留するため、丸太(カシ棒)にロープをつなぐことを「船をもやう」といい、その綱の結び方を「もやい結び」といいます。漁師にとって、何よりも大切な船を結ぶ綱であり、この言葉の意味をとって、人と人、ふるさと浦安と人、市民と博物館を結んでいきたいという願いを込めて、もやいの会と名づけられました。ふるさと浦安をよりよい街にしていこうという願いも込めて、博物館の様々な事業に協力しています。

(2) 令和6年度活動人数（令和7年3月31日現在）

延べ399人

(3) 活動場所

「もやいの会」会員の活動場所として、屋外展示場の「船宿」と、館内に「ボランティア室」が設けられており、来館者へ様々なサービスを行っています。

(4) 活動内容

各会員がそれぞれ自主的に活動を展開しています。ベカ舟乗船や昔遊び、焼玉エンジン始動、展示解説などの常時活動のほか、土日、祝日に開催している各種の体験教室の講師としても活躍しています。

また、展示替えや各種体験事業の準備、材料の取り揃えなど裏方作業も行っています。



焼玉エンジンの始動



展示解説

2 文化団体

博物館では、3つの無形文化財保持団体「浦安お洒落保存会」「浦安囃子保存会」「浦安細川流投網保存会」が定期的に活動しています。

練習活動を来館者にも開放することで、浦安の伝統的な無形文化財の技術を紹介するとともに、後継者の募集、育成を目指しています。

また、博物館で活動しているそのほかの団体（サークル）についても紹介します。

(1) 浦安お洒落保存会

① 設立

昭和47年（昭和49年3月19日 千葉県無形民俗文化財指定）

② 設立経緯

「お洒落」は下総地方を中心に流行し、伝承されている伝統芸能で、お洒落という名称は、踊り手が綺麗に着飾っておしゃれに踊ることからそう呼ばれる様になったといわれています。

かつては盛んに行われていた芸事だったお洒落も、時代と共に後継者が減少し、この伝統を後世に残していくため昭和47年に会が発足されました。浦安のお洒落踊りの保存団体として、無形民俗文化財保存団体の認定を受けています。

③ 会員数

11人（令和6年4月1日現在）

④ 活動

毎週土曜日午後1時30分から3時まで、視聴覚室にて実演を兼ねた練習を行っています。（第3土曜日は非公開、第5土曜日は休み）

⑤ その他の主な活動

例年、認定こども園・小中学校の「お洒落体験」指導、博物館・市主催のイベントへの出演、浦安市民謡舞踊連盟チャリティーショーへの出演などの活動を行っています。

令和6年度の主な活動

- 4月 浦安市民まつり ステージ出演
- 5月 久助稲荷 神社奉納演舞
- 8月 アトレ新浦安祭 出演
- 10月 博物館ジュニア学芸員お洒落講座指導
- 11月 博物館オータムフェスタ出演
浦安市民謡舞踊連盟チャリティーショー
出演



(2) 浦安囃子保存会

① 設立

昭和22年（昭和50年 8 月18日 市無形民俗文化財指定）

② 設立経緯

昭和21年（1946年）、戦後すぐの浦安の祭りの折、川向こうの祭囃子奏者が出演しました。その魅力に惚れ込んだ漁師仲間 5 人が、江戸川区の鹿骨地区の葛西囃子の伝承者からお囃子を習い、昭和22年「浦安囃子睦会」を結成し、浦安囃子が誕生しました。その後、里神楽や獅子舞も取り入れました。

浦安囃子睦会は、平成12年（2000年）より「浦安囃子保存会」と名称をかえ、活動を行っています。浦安囃子の保存団体として、無形民俗文化財保存団体の認定を受けています。

③ 会員数

22人（令和 6 年 4 月 1 日現在）

④ 活動

第 2 日曜日午後 1 時30分から 3 時まで、視聴覚室にて実演を兼ねた練習を行っています。

⑤ その他の主な活動

例年、浦安小学校伝統文化囃子指導教室、認定こども園・小中学校の「お囃子体験」指導、博物館・市主催のイベントへの出演、浦安市民謡舞踊連盟チャリティーショーへの出演などの活動を行っています。

令和 6 年度の主な活動

- 4 月 浦安市民まつり出演
- 5 月 オーランド市長歓迎セレモニー出演
久助稲荷大祭出演
- 6 月 浦安三社祭出演
- 8 月 アトレ新浦安夏祭り出演
- 10月 秋の里神楽出演
- 11月 正福寺お会式出演
浦安市民謡舞踊連盟チャリティーショー出演
- 1 月 浦安市内獅子舞門付け
博物館「新春獅子舞」出演
- 2 月 博物館「節分体験」出演
博物館「オオカンケ」出演
- 3 月 博物館「ひな祭り」出演



(3) 浦安細川流投網保存会

①設立

平成7年（平成8年2月19日 市無形文化財指定）

②設立経緯

浦安の投網は、江戸時代末期に肥後藩（現在の熊本県）から来た、通称「細川の政」という漁師によって伝えられたため、細川流と呼ばれています。当時、江戸の投網は「土佐打ち」という投げ方でしたが、政は肥後地方の投げ方である「すくい取り」という方法を伝えました。

昭和10年以降、投網漁は観光漁業の代表的な存在になり、投網で採れた魚をその場で料理して食べさせるというこの遊船業は東京湾の風物詩でしたが、昭和46年の漁業権全面放棄以降、多くの投網船が姿を消していくこととなり、この漁法を後世に残していくため、平成7年に会が発足されました。浦安の細川流投網の保持団体として、無形文化財保持団体の認定を受けています。

③会員数

29人（令和6年4月1日現在）

④活動

第1・第3日曜日午後1時30分から3時30分まで、博物館前浦安公園芝生広場や境川などで実演及び体験指導を行っています。

⑤その他の主な活動

例年、博物館事業（境川乗船体験、海苔すき体験など）への協力、浦安春まつり嫁入り舟への協力、旧江戸川における投網実習などの活動を行っています。

令和6年度の主な活動

6月 博物館「境川乗船体験」協力

7月 旧江戸川での投網実習

1月・2月 博物館「海苔すき体験」指導

3月 郷土博物館文化財めぐり操船協力



(4) その他の団体（サークル）

①サークル「朗読あおべか」

平成24年度もやいの学校『『青べか物語』朗読ボランティア養成講座』受講生の中から、講座終了後、博物館で朗読ボランティアとして活動を希望する有志を中心に、平成25年度に「朗読あおべか」を結成しました。

○活動

・定期朗読会

屋外展示場のてんぷら屋・視聴覚室で、定期的に朗読会を行っています。

6年度は、6月22日（土）、11月23日（土）、3月22日（土）に開催しました。



定期朗読会の様子

②NPO法人、文化交流サポート浦安との共催事業

平成27年度より、NPO法人文化交流サポート浦安との共催事業で、「貝がらに絵をかこう」を開催しています。

6年度は全10回開催し、221人の参加がありました。



(5) ジュニア学芸員事業

「児童生徒の浦安への理解を深めさせ郷土愛を育む」「児童生徒のコミュニケーション能力の向上をはかる」「ジュニア学芸員の活動を通して将来にわたる博物館ボランティアを育成する」ことを目的として、令和3年度からジュニア学芸員事業を開始しました。3回の基礎講習を受講することで、ジュニア学芸員に認定され、博物館でのボランティア活動を実施することができるようになります。令和6年度は、31名のジュニア学芸員が誕生し、在籍人数は107名となりました。展示解説や昔遊びの補助、イベントスタッフなどの活動の他、ジュニア学芸員が企画したイベントの開催などを行いました。

認定者のうち希望者は、それぞれの興味関心に合わせ、より専門的な内容を学んでいく「スペシャルジュニア学芸員講座」を受講することができます。

〈認定者数（人）〉

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校4年生	18	10	19
小学校5年生	9	11	8
小学校6年生	5	9	3
中学校1年生	2	2	0
中学校3年生	0	0	1
合計	34	33	31

〈年次活動者数（人）〉

令和4年度	令和5年度	令和6年度
334	638	815

〈活動内容〉

① 基礎講習（ABC講習は各2回実施）

A講習：浦安基礎知識（自然・歴史・民俗にかかる基礎知識を修得）

B講習：展示解説の実践（水槽の東京湾の魚・投網船展示を使った展示解説の技術を修得）

C講習：「あっさり君チャレンジ」検定方法の修得。昔の遊び技能実践（昔遊びの補助ができるように、支援の方法を修得）



②ボランティア活動

○イベント「ゴールデンウィーク」

海苔焼き体験の説明



○イベント「海の日」

工作の運営補助



○ジュニア学芸員企画イベント「三社祭りってなあに？」

ジュニア学芸員から提出された企画書を基に、イベント開催に向けた会議・準備を経て運営しました。



③スペシャルジュニア学芸員講座（計2講座）

「ベカ舟を未来に！」（ベカ舟分野）

10名を認定しました。

認定者を対象に練習会を毎月2回実施し、技能の向上が認められれば、来館者の乗船体験で操船することができます。

令和7年3月現在、12名が操船しています。



「お洒落踊りを踊ろう」（お洒落踊り分野）

5年度に新設し、6年度は7人を認定しました。

「浦安お洒落保存会」の指導により、計4回の練習会の後発表会を開催し、練習の成果を披露しました。また、認定者のうち2名が保存会へ入会しました。



3 体験学習

(1) 休日体験

浦安に伝わる技術、芸能、風習などのすばらしさを広く市民に知らせ、郷土理解を深めるため、体験型の教室を開催しています。令和6年度は、26回実施しました。

内容	実施日	講師	参加人数 (人)
こがもちゃん色塗り体験	4月27日(土)、4月28日(日)	阿久津樹脂工業	139
貝がらに絵をかこう	5月5日(日・祝)、6月23日(日)、 7月28日(日)、9月22日(日)、 10月27日(日)、11月24日(日)、 12月22日(日)、3月2日(日)、 3月23日(日) ※そのほか、「博物館で夕涼み」 内で開催	NPO法人文化交 流サポート	221
勾玉づくり	5月3日(金・祝)・4日(土・ 祝)、8月1日(木)・2日(金)	千葉県文化財課	152
郷土料理教室	6月2日(日)、10月14日(月・ 祝)	浦安婦人の会	38
ぼったら体験	5月25日(土)	—	9
お手玉・ねつけ作り	5月26日(日)	—	14
親子舟造り体験	8月3日(土)～4日(日)	もやいの会	6
お月見体験	9月15日(日)	—	36
凧づくり	12月7日(土)	ヤングドアシスト	9
海苔すき体験	1月11日(土)、2月8日(土)	浦安細川流投網 保存会、もやい の会	34
うまい海苔を食べよう！	1月19日(日)、2月15日(土)	全国海苔貝類漁 業協同組合連合 会	36
海苔巻きづくり	2月1日(土)	—	15
合 計			709



海苔すき体験



郷土料理教室



うまい海苔を食べよう！

(2) 文化財の活用

博物館内の文化財を活用し、昔の生活体験などを行うことで、郷土学習機会の提供を行っています。

かまどの日

普段の生活では使わないかまどを使用して簡単な調理をすることで、昔の人たちの生活の様子を理解することや、昔の道具の使い方や文化財住宅の大切さを知ることが目的として実施しました。

○実施日：4月20日（土）、6月22日（土）、9月14日（土）、11月16日（土）
1月18日（土）

○参加者：延べ42人



(3) 館外体験

野鳥・水辺の生物・街路樹などを観察し、身近な自然に触れることでふるさと浦安の環境を考える「観察会」と、浦安の伝統的な木造船を使用し櫓漕ぎ体験等を行う「境川乗船体験」を実施しています。

①野鳥観察会

身近な環境の野鳥を観察し、日々の生活の中にある自然にふれ、ふるさと浦安の環境を考える機会を提供するため実施しました。（全2回）

○実施日：4月13日（土）

○講師：東良一氏

（日本野鳥の会東京代表）

○協力：浦安野鳥の会

○参加者：19人



②干潟観察会

身近な水辺の生物や環境を観察し、日々の生活の中にある自然にふれ、ふるさと浦安の環境を考える機会を提供するため実施しました。

○実施日：6月8日（土）

○協力：浦安水辺の会

○参加者：12人



③街路樹観察会

日々の我々の生活の中で、当たり前のように存在している「街路樹」にスポットを当て、「街づくり」「木の生態」「社会的背景」「環境」を知る機会を提供するため実施しました。

○実施日：5月12日（日）

○講師：有田 和實 氏

（樹木医・NPO法人樹の生命を守る
会理事）

○参加者：8人



④境川乗船体験

浦安の伝統的な木造船を使用し、館内ではできない櫓漕ぎ体験等を行う事業です。また、境川から町並みを見ることにより、浦安の自然・環境について考察し、郷土愛を育む一助として実施しました。

○実施日：6月1日（土）、7月6日（土）、11月30日（土）

○講師：浦安細川流投網保存会

べか舟を未来につなぐ会

もやいの会会員

○参加者：延べ37人



⑤うらやす三社祭巡り隊

8年ぶりに開催される「浦安三社祭」について、お祭り前の豊受神社・清瀧神社・稲荷神社を中心に神酒所やその周辺を散策し、博物館・公民館共催による子ども（青少年）の居場所づくり事業として開催しました。

○実施日：6月9日（日）

○参加者：15人



（5）季節の行事

より浦安を知ってもらうために、屋外展示場「浦安のまち」を中心に、季節の行事を「もやいの会」による協力で、下記のとおり実施しました。

内 容	実施日	詳 細	参加者 (人)
『青べか物語』 朗読会	6月22日（土） 11月23日（土） 3月22日（土）	サークル「朗読あおべか」による初夏・秋・春の定期朗読会。	延べ 17
秋の里神楽	10月13日（日）	浦安囃子保存会による里神楽の上演。	40
大掃除体験	12月15日（日）	昔ながらの大掃除を体験。	6
オオカンケ 初午祭	2月9日（日）	冬の伝統行事オオカンケの体験と、里神楽の上演。	65
ひなまつり	3月2日（日）	五人囃子の演奏	50



秋の里神楽



大掃除体験

(6) 季節のイベント

季節ごとのイベントを実施しています。6年度は、7回実施しました。

① ゴールデンウィークイベント

ゴールデンウィークの事業として、3日間にわたり、館内で様々な催しを行いました。

- 実施日：5月3日（金・祝）～5日（日・祝）
- 内 容：こいのぼりづくり、海苔焼き体験など
- 協 力：もやいの会
NPO法人文化交流サポートほか
- 参加者：2,859名（3日間延べ入館者数）



② 海の日イベント

身近な自然である海を知り、興味を持ってもらうために、博物館エントランスで「三番瀬の生き物タッチプール」を行ったほか、イベントを行いました。

- 実施日：7月15日（月・祝）
- 内 容：魚釣りゲーム、タッチプール
- 協 力：浦安水辺の会
- 参加者：818人（当日入館者数）



③ 博物館で夕涼み

夏休みの事業として8月の夜間に開催し、普段は見ることのできない夜の街並み（屋外展示場）を楽しみながら、館内で様々な催しを行いました。

- 実施日：8月24日（土）
- 内 容：ヨーヨー釣り、水鉄砲など
- 協 力：NPO法人文化交流サポートほか
- 参加者：649人（当日入館者数）



④オータムフェスタ

「文化の日を博物館で楽しもう！」をテーマに、秋にちなんだ催しを中心にイベントを行いました。

○実施日：11月3日（日・祝）

○内 容：けん玉披露・検定、お洒落踊り上演、紙芝居上演、ふかしいも販売など

○出 演：浦安お洒落保存会

嶋寺 克彰 氏（けん玉世界チャンピオン）

浦安市社会福祉協議会西1支部

○参加者：975人（当日入館者数）



⑤新春獅子舞

お正月の行事の一つとして、浦安囃子保存会による門付け(獅子舞)及び、神楽「大黒舞」を行いました。

○実施日：1月12日（日）

○内 容：獅子舞による門付け、大黒舞

○協 力：浦安囃子保存会

○参加者：685人（当日入館者数）



⑥正月あそびを楽しもう！

大人には昔懐かしい、子どもは普段とは違う新鮮なものとして昔ながらの正月遊びを楽しんでもらい、また、郷土学習の一環として、それぞれの昔遊びの由来や、遊び方などを知ってもらうことを目的に開催しました。

○実施日：1月13日（月・祝）

○内 容：はねつき、すごろく、ふくわらいなど

○協 力：ジュニア学芸員認定者

○参加者：793人（当日入館者数）



⑦節分体験

郷土学習の一環として、伝統行事である「節分」の意味を知ってもらうことを目的に開催しました。

○実施日：2月2日（日）

○内 容：「鬼」と「福の神」の演舞、豆まき

○協 力：浦安囃子保存会

○参加者：757人（当日入館者数）



(7) 公民館との共催（博公共催）事業

各公民館と共催することにより、より多くの市民に体験する機会を提供し、事業の周知をしていくため、下記のとおり各種体験事業を開催しました。

月	日	イベント名	共催館	参加者数（人）
7	30（火）	わらぞうりづくり体験	日の出公民館	11
12	17（火）	しめ縄づくり体験	日の出公民館	14
3	8（土）	わらぞうりづくり体験	堀江公民館	15



わらぞうりづくり体験



しめ縄づくり体験

(8) あっさり君チャレンジ

昔遊びや展示解説にチャレンジする「子どもチャレンジ」を再構築し、「あっさり君チャレンジ」を開始しました。「あっさり君チャレンジ」ではジュニア学芸員が検定員となり、児童の郷土愛を育むとともに、児童相互のコミュニケーション能力の育成を目的として実施しました。

初級コース・中級コース・上級コースがあり、各8つの課題にチャレンジしクリアすると、コースの名人に認定され、認定証と記念品が授与されます。

実 績

初級			中級			上級		
参加者数	合格者数	合格率	参加者数	合格者数	合格率	参加者数	合格者数	合格率
345 人	172 人	49%	66 人	45 人	68%	118 人	61 人	52%

合計 参加者数 529 人 合格者数 278 人 合格率 53%



(9) その他の体験

屋外展示場「浦安のまち」では、ベカ舟乗船（不定期）、昔遊び（常時）などを行うことができます。



4 展示

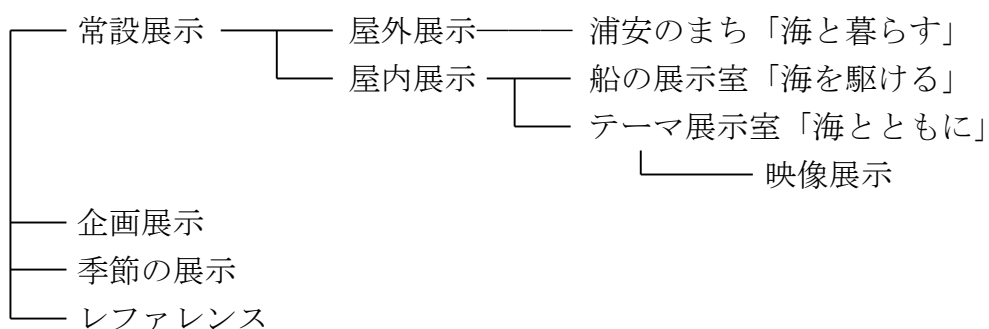
(1) 展示の基本的な考え方

海とともに暮らした時代を歴史・民俗資料、情景再現等で紹介し、単なる懷古趣味でなく、これからの浦安と海のあり方を考える上での指針となる展示を行っています。

展示にあたっては「もの」と「ひと」のつながりを重視し、展示物は特別な資料を除き、自由に触れることができます。

(2) 展示の構成

常設展示・企画展示、季節の展示、レファレンスを展示の柱とし、常設展示では屋外、屋内の展示を有機的に関連させ、かつて浦安が「漁師町浦安」として栄えていた頃を中心に、海とともに暮らした事象を紹介しています。展示は実物資料を基本とし、必要に応じて複製、模型、映像を用いています。



(3) 常設展示

①浦安のまち「海と暮らす」

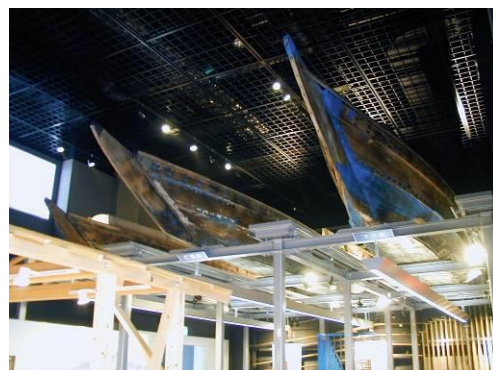
浦安が漁師町として最も活気にあふれていた、昭和27年ごろの町並みと、生活の様子を再現展示しています。



②船の展示室「海を駆ける」

船の展示室では、漁師の魂（船）と伝統技術の神髄にふれることができます。ここには、浦安の海で活躍した数種の木造船（投網船、打瀬船、マキ船、小網船、ベカ舟）と、櫓や櫂、エンジン、そして、それらの船を製造するのに使用した、千葉県指定有形文化財である「浦安の船大工道具」を展示しています。

令和5年11月のリニューアルオープンで誕生した、ワークショップスペースでは、木を使った工作などの体験ができます。



③テーマ展示室「海とともに」

令和5年4月1日にリニューアルしたテーマ展示室では、漁師町時代から、海面埋立事業以降計画的に発展する浦安の様子を、さまざまな民具・文書資料、ジオラマ（模型）、大型映像などで紹介しています。「浦安の原風景」「漁師町浦安」「新しいまち浦安」「浦安の自然」の4つのテーマに沿って、海とともに暮らしてきた浦安の人々の営みを知ることができます。



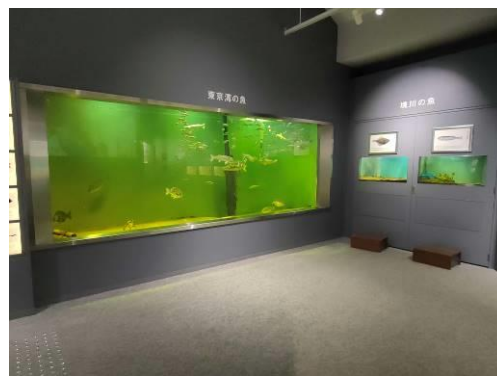
浦安の原風景



漁師町浦安



新しい町浦安



浦安の自然

(4) 企画展示

企画展示は、館独自の企画による、特定の主題に基づいた展示を随時行います。

また、市民との共同の調査・研究の成果に基づいた展示や、関係機関と共同で特定の主題に基づいた展示を行うこともあります。

冬季企画展「浦安の海苔養殖」

浦安がかつて「海苔のまち」とまで呼ばれていた時代を知り、海苔養殖に関わる作業を体験することは、ふるさと浦安を知る上で不可欠です。そのため、開館当初より「海苔」を主題に企画展を開催してきました。令和6年度も、海苔養殖について、歴史、民俗、自然などを多方面にわたって紹介しました。

○開催期間：令和7年1月4日（土）～3月2日（日） 46日間

○入場者数：5,771人（市内小学校4年生対象「海苔すき体験」入場者数1,323人を含む）
1日平均125.5人



企画展示室内



展示解説



階段展示



トピック展示

企画展「浦安の漁撈―刺網漁―」

これまで当館では、漁村文化研究会との共同調査の結果・漁撈用具調査の成果をまとめた報告書3冊（『浦安の漁撈用具1』・『浦安の漁撈用具2』・『浦安の漁撈用具3』）を刊行しました。

これらの成果のうち、当館で点数が一番多く収蔵されている刺網漁をわかりやすく市民に伝えるとともに、漁撈用具コレクションの存在意義についての理解を育むことを目的に、展示会を開催しました。

○開催期間：令和7年3月22日（土）～令和7年5月25日（日） 53日間

○入場者数：5,807人

1日平均 109.6人

○共 催：漁村文化研究会



展示室全景



トピック展示「漁村文化研究会のあゆみ」

○関連事業

（1）ミュージアムトーク（展示解説会）

日 時：4月6日（日）14時～15時

5月11日（日）14時30分～15時30分

参加者：4月6日（日）7人

5月11日（日）5人



（2）講演会「資料収集の頃」

日 時：4月20日（日）14時～15時

参加者：12人



（3）ゴールデンウィークイベント「さしあみ博士になろう！」

日 時：5月3日（土）～6日（火）

9時30分～17時

参加者：延べ111人



(5) 季節の展示

季節感のある飾りつけを通して浦安の風習や伝統にふれる機会を提供しています。

期 間	内 容
4月12日（金）から5月10日（金）まで	五月飾り
6月29日（土）から7月7日（日）まで	七夕飾り
8月10日（土）から8月18日（日）まで	お盆飾り
9月14日（土）から9月29日（日）まで	お月見飾り
12月26日（木）から1月13日（月祝）まで	正月飾り
2月1日（土）から2月16日（日）まで	節分飾り
2月15日（土）から3月2日（日）まで	ひな飾り



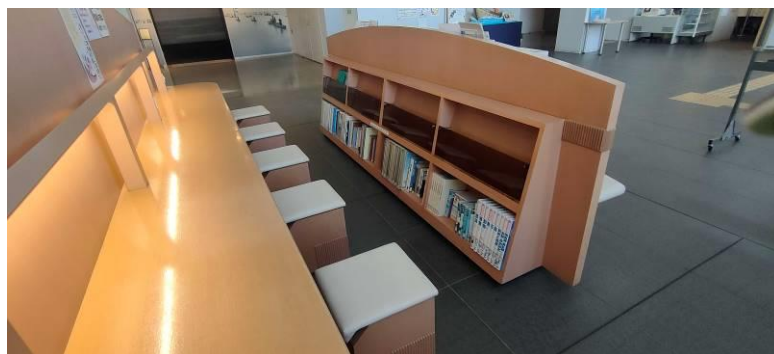
五月飾り



ひな飾り

(6) レファレンス

展示の理解を深めるための情報を、クイズや映像ライブラリー及び図書などの資料で提供しています。



5 学校教育との融合

郷土博物館で行っている展示物の見学や観察、体験などの活動は、どれも生涯学習の基礎づくりのために重要となります。

人生の早い段階で歴史・文化に接することで、知的好奇心が高まり、学習への動機付け、深化が図られ、また、それらは生涯にわたって主体的に学び続ける意欲・態度・能力を高めていくことになります。

子どもたちにとって、郷土博物館は生活・文化を見つめ直し、創造していく生涯にわたる学びの場となるため、博学連携事業の充実・強化を図っています。

(1) 市内幼稚園・認定こども園・保育園・学校の博物館活用実績

①活用状況

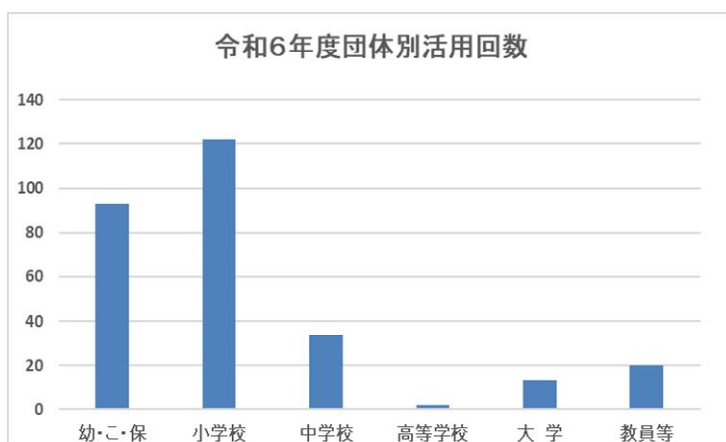
	R 元年度	R 5 年度	R 6 年度
活用回数	321	267	284
活用総人数	11,068	11,393	11,939

活用回数・活用総人数ともに前年対比で増加し、活用総人数は、コロナ禍以前の水準になった。



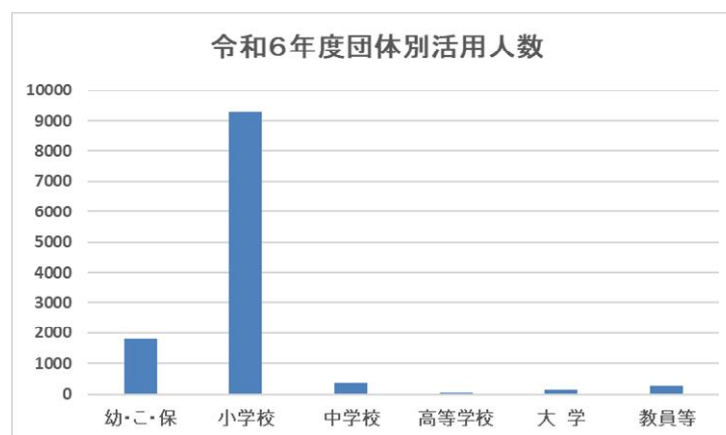
②令和6年度団体別活用回数状況

年度 校種等	R 5 年度 (回)	R 6 年度 (回)	活用割合 (%)
幼・こ・保	98	93	32
小学校	116	122	43.4
中学校	26	34	12.1
高等学校	2	2	0.7
大 学	9	13	4.6
教員等	16	20	7.1
計	267	284	100



③令和6年度団体別活用人数

年度 校種等	R 5 年度 (人)	R 6 年度 (人)	活用割合 (%)
幼・こ・保	1,910	1,818	15.2
小学校	8,262	9,281	78
中学校	850	378	3.2
高等学校	74	49	0.4
大 学	129	138	1.2
教員等	168	275	2.3
計	11,383	11,939	100



(2) 主な活用内容

① 主な内容別の活用状況

	活用回数	活用人数
幼・こ・保の体験活動	93	1,818
小1・2 正月遊び体験	14	750
小3 昔のくらし体験	22	1,608
小4 海苔すき体験	22	1,484
小6 土器・石器、火おこし体験	18	1,138
中学生の職場体験・来館見学	14	220
(小中)「浦安を学ぶ」授業実践	10	759
(共通) 郷土学習	51	2,264
教員研修・事前打合せ等	17	255

【幼稚園・認定こども園、保育園の体験見学活動】

・昔遊び・ベカ舟乗船・井戸・駄菓子屋買い物・水槽・テーマ展示室見学・打瀬船、投網船体験・紙芝居・文化財住宅探検・道具さがし・ぶんぶんゴマ・紙コプター・浴衣

【小1・2 昔の遊び・正月遊び体験】

かるた・福笑い・すごろく・羽根つき

【小3 昔のくらし体験】

・七輪（イワシを焼いて食べる）・昔の道具調べ・洗濯・ベカ舟乗船・テーマ展示室で市の移り変わりの学習・船の展示室等で漁船についての学習

【小4 海苔すき体験】

海苔をたたく・海苔をすく・海苔を干す・海苔試食・海苔養殖の歴史についての学習

【小6 土器・石器、火おこし体験】

舞ギリ式・弓ギリ式・もみ切り式で火をおこす体験・土器石器に関する体験

【郷土学習】

浦安の歴史・三社祭・黒い水事件と埋め立て・お囃子・お洒落・貝むき

② 毎年実施しているもの

○土器・石器、火おこし体験

6年生の社会科で歴史学習を始めるにあたり、導入として実物に触れたり、体験したりすることで興味・関心をもって取り組めるよう行っています。

火おこし体験を希望する学校には、舞ギリ式発火装置を持参し、出前授業を実施しました。また、体験活動の時間を確保するため、博物館ホームページ内の「火と人類の歴史」「舞ギリ式発火装置の使い方」についての学習動画で、事前学習を行ってもらいました。体験活動では、最初に個人で舞ギリ式発火装置の使い方を練習した後、グループで協力をしながら火おこし体験を実施しました。その結果、全員が発火装置を十分に扱うことができ、さらにほぼ全グループで火おこしに成功をしました。

また、土器・石器体験は実施せず、希望する学校へ「土器・石器」を貸し出すスタイルに変更をしました。今まで行ってきた学習をより充実させるために。歴史系学芸員とともに作成した「土器・石器」に関する動画を博物館ホームページにて公開し、学校や家庭学習で活用できるようにしています。

○昔のくらし体験

小学3年生を対象とする昔のくらし体験は、市内全17校が実施しました。

博物館には、1学級ずつ来館してもらいました。体験活動は、七輪でイワシを焼いて食べる活動を必ず行い、ベカ舟乗船と解説、洗濯板での洗たく、昔の道具調べの3つから各校が希望した2つの計3つの活動を取り組みました。

○海苔すき体験

小学4年生の海苔すき体験は、市内全17校が実施しました。

博物館には、1学級ずつ来館してもらいました。海苔すき体験では、かつて浦安の基幹産業であった海苔養殖について学び、生海苔をたたく→すく→干すという体験を実施しました。出来上がった海苔は児童へ配付しました。



七輪体験



海苔すき体験

③その他の活用

○職場見学・体験

市内の中学生を中心にキャリア教育の一環として博物館で職場見学、職場体験を受け入れています。

○郷土文化、郷土学習授業

- ・ 伝統文化の体験については、小学校5校でお囃子体験、小学校1校でお洒落体験を実施しました。
- ・ 「三社例大祭」についての出前授業、「浦安の歴史およびまちづくり」についての出前授業を小学校各1校ずつ実施しました。いずれも学芸員とボランティアがゲストティーチャーとして参加し行いました。

④館外貸出資料

民俗資料を学校に貸し出し、児童生徒が実物に触れて学ぶ機会を提供しています。

- ・漁具…貝むき包丁
- ・生活道具…釜、洗濯板、たらい、洗濯機、七輪 等
- ・遊び道具…ベーゴマ、木コマ、メンコ等
- ・ビデオ・DVD…「浦安の海苔」等
- ・パネル・写真…貝漁・海苔養殖・昔の暮らし等に関する写真

○令和6年度貸出実績

資料の種類	貸出点数(昨年度)
CD・ビデオ等	3(3)
パネル・写真	8(106)
昔の道具類	63(81)
昔の遊び道具	2(35)
その他	29(69)
合 計	105(294)

⑤ふるさと浦安作品展

児童生徒が浦安についての研究をすることで、郷土を愛する気持ちを育むことを目的として、夏休み期間を中心に「ふるさと浦安」について調べ、研究した成果を発表する場となっています。また、市民が児童生徒の作品を鑑賞することで、「ふるさと浦安」について再発見する場でもあります。

	6年度	
	小学校	中学校
参加数 (点)	269	1,297
	1,556	
出品数 (点)	132	94
	226	
特別賞・奨励賞数 (点)	36	27
	63	
表彰式参加者数 (名)	7	4
	11(対象12)	
「ふるさと浦安作品展」 入場者数 (20日間)	4,328	



博物館活用推進委員による審査



特別賞受賞者の表彰式

(3) 夏休みの自由研究支援

夏季休業中、活動の中心が学校から地域に移る子ども達のために、博物館が郷土学習の拠点となるよう、学習支援や体験事業を行っています。

①企画展「もっと知りたいふるさと浦安」

例年、前年度の「ふるさと浦安作品展」入選作品や、浦安に関する展示物を見ることで、児童生徒をはじめ、全ての市民が「ふるさと浦安」について再発見できる場を提供することを目的に開催しています。

○開催期間 7月20日(土)から8月25日(日)

○入場者数 6,111人



②ふるさと浦安相談会

児童生徒が浦安について自ら調べ、学ぶことにより「ふるさと浦安」を愛する気持ちを育てることを目的として、郷土博物館活用推進委員の協力のもと、「ふるさと浦安」に関する研究に積極的に取り組むことができるよう支援を行います。

○実施期間：7月20日(土)から8月25日(日)

内、7月23日・24日・30日から8月2日は活用推進委員による相談会

○相談者数：延べ261名（うち、活用推進委員による相談会期間中は37名）



③「まるっと浦安ツアー」

リニューアルしたテーマ展示室を巡るツアーを実施することで、児童生徒に浦安についての理解を深めさせ、これから取り組む浦安研究のテーマを見つけさせることを目的に開催しました。

○実施日：7月24日(水)・8月2日(金)

○参加者数：延べ20名（小学生13名・中学生7名）

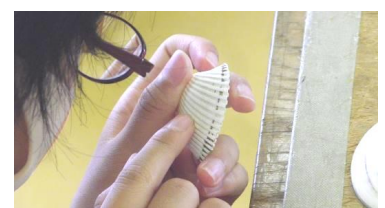


④ふるさと浦安学芸員講座「浦安の貝を見分けよう」

海とのかかわりは映像媒体・インターネット・水族館などが主体となり、実体験をすることが少なくなっています。浦安の海や近隣地域で採集した貝殻を手に取り、形・色・模様を観察することにより、生物を見分けるコツや、個々の生態、海的环境や役割を学ぶため実施しました。

○実施日：7月27日(土)

○参加者：4人



⑤夏休み工作教室

「鉄を使った工作（スプーン・フックづくり）」、「木を使った工作（あさりマグネットづくり）」を実施しました。

〈鉄を使った工作〉

- 実施日：7月23日（火）
- 参加者：39人
- 講師：浦安鉄鋼団地協同組合



〈木を使った工作〉

- 実施日：7月31日（水）
- 参加者：38人



⑥もっと知りたいふるさと浦安 鉄鋼団地を探る！

浦安の中心産業でありながら、日常の生活では知ることのない鉄鋼団地を見学し、「鉄鋼団地の成り立ち」「なぜ生活環境のそばに位置しているのか？」等について学ぶことで、郷土浦安について新しい発見をすることを目的に実施しています。

- 実施日：8月6日（火）
- 参加者：10名
- 協力：鉄鋼団地理事会
東洋鋼鐵



⑦わらぞうりづくり体験

漁師町として知られていた浦安であるが、わら草履づくりを体験することにより、「農業」に関して学んでもらうため実施しました。

- 実施日：8月7日（水）
- 参加者：10名



6 その他の事業

(1) 浦安市郷土博物館ホームページ

浦安市郷土博物館では、従来、浦安市の公式サイト内においてホームページ運営を行っていましたが、即時的な情報の更新、また、小中学校の学習支援のため、市の公式ホームページとリンクする独自のホームページを設置しました。

ホームページでは、イベントのお知らせ、館の様子を発信する週刊ブログなどのほか、学習用動画の配信を行っています。

ホームページQRコード



「浦安市郷土博物館ホームページ」

URL <https://assarikunn.wixsite.com/website>



トップページ



週刊ブログ



小学生向け動画ページ

(2) 講演会「浦安の住宅開発の歴史」

埋立地の住宅開発の現状とこれからの展望について、専門家の観点から講演していただいた後、埋立地に当初から居住している方の話を聞くことで、市民から見た埋立直後の浦安の状況について知る講演会を開催しました。

日 時：10月27日（日） 13:00～15:00

内 容：①あいさつ・概要説明

②基調講演「埋立地のまちづくりについて」

講師 小畑晴治 氏

((一財) 日本開発構想研究所参与)

③パネルディスカッション

テーマ：「私たちが浦安に住み始めた頃」

パネリスト：増田 恒夫（元富岡友好会副会長）

山口 雅行 氏（サンコーポ浦安管理組合理事長）

コーディネーター：小畑晴治 氏

参加者数：27人



(3) うらやす市民大学

「うらやす市民大学」は、まちづくり活動を行うために必要な知識や技能を学び、市民自らが地域に貢献する担い手として、活躍するための学びの場です。講座の一部において、博物館職員やボランティアが講師として協力しました。

① 市民のまちづくり論 ―学びとまちづくり活動との好循環をつくる―

講師：長澤 成次（千葉大学名誉教授／うらやす市民大学学長）

日 時：令和7年1月17日（金） 13:00～14:30

内 容：市民の学びを通して地域を創る浦安市郷土博物館

② 環境のために私たちにできること―暮らしと環境とのつながりを捉え直す―

講師：石井 雅章（神田外語大学グローバル・リベラルアーツ学部教授）

日 時：令和7年2月23日（日） 9:00～15:00

内 容：地域における暮らしと農林漁業のつながりを理解する

環境と食料、農林漁業の関係性を考える



VI 資料の収集・整理・活用

1 資料の寄贈

表1 一次資料

直接資料(実物)。寄贈を受けた内容は下表のとおりです。(延べ 532 点)

	資料名	点数	備考
1	第1回東京ベイシティ浦安ハーフマラソンのスタッフ用帽子	1	
2	写真(複写後返却)	一式	複写後返却
3	熊川市長浦安市名誉市民パンフレット	1	
4	東京ディズニーシー6周年記念クリップ	1	
5	シェラトンホテルボールペン	1	
6	船大工道具	一式	
7	海苔箱	2	
8	昭和12年三社例大祭写真	1	
9	海苔柵番号票	2	
10	昭和27年三社例大祭写真	1	複写後返却
11	昭和30年頃の境川付近写真	2	複写後返却
12	写真ネガ・ポジフィルム	308	
13	昭和40年頃の浦安写真	24	複写後返却
14	べか舟模型	2	
15	はかり(上皿天秤)	1	
16	分銅	1	
17	注射器セット	1	
18	すりばち	1	
19	すりこぎ	1	
20	さじ	1	
21	試験管	1	
22	医療用眼鏡(ケース・眼鏡拭き付き)	1	
23	屋形船(模型)	1	

24	風呂敷（東京オリンピック）	1	
25	映画「男はつらいよ 望郷篇」ポスター	1	
26	昭和 43 年の浦安の写真	167	
27	寄贈者著作『富岡友好会略史』	1	
28	紙芝居「健多くんのおじいちゃん」（葛西の海苔養殖に関する紙芝居）	1	
29	ふくさ	1	
30	浦安町防災袋（中身なし）	1	
31	船模型（屋形船、マキ船）	2	

表 2 二次資料

間接資料(記録)や、一次資料に関する図書、文献等。博物館関連施設より、図書、刊行物等の寄贈を受けました。(寄贈図書=延べ 141 点)

	書名	数量	著者	発行者
1	貝塚博物館紀要 第 50 号	1	千葉県立加曾利 貝塚博物館	千葉県立加曾利 貝塚博物館
2	野田市史研究 第 34 号	1	野田市史編さん委員会	野田市
3	東京都三多摩公立博物館協議会会報 ミュージアム多摩 No. 45	1	狛江市立古民家園/武蔵野 市立武蔵野ふるさと歴史館 /帝京大学総合博物館/国際 基督教大学 博物館湯浅記念館	東京都三多摩公立 博物館協議会
4	東京都江戸東京博物館紀要第 14 号	1	東京都江戸東京博物館都市 歴史研究室	(公財) 東京都歴史 文化財団 東京都 江戸東京博物館
5	一宮町の指定文化財	1	一宮町教育委員会 教育課	一宮町教育委員会 教育課
6	一宮町歴史叢書第二集 川城昭一 氏収集文書調査報告書	1	一宮町教育委員会	一宮町教育委員会
7	川崎市民ミュージアム紀要第 36 集	1	川崎市民ミュージアム	川崎市民ミュージアム
8	千葉県立関宿城博物館研究報告第 28 号	1	千葉県関宿城博物館	千葉県関宿城博物館
9	民具マンスリー第 56 巻 12 号	1	神奈川大学日本 常民文化研究所	神奈川大学日本 常民文化研究所

10	民具マンスリー第 56 巻 11 号	1	神奈川大学日本 常民文化研究所	神奈川大学日本 常民文化研究所
11	民具マンスリー第 56 巻 10 号	1	神奈川大学日本 常民文化研究所	神奈川大学日本 常民文化研究所
12	浦安市第 2 次実施計画 令和 6 年 度（2024 年度）～令和 8 年度 （2026 年度）	1	浦安市企画部 企画政策課	浦安市企画部 企画政策課
13	国府台和洋女子大学文化資料館・ 博物館学課程報告 27 号	1	和洋女子大学文化 資料館博物館学課程	和洋女子大学文化 資料館博物館学課程
14	江戸川大学博物館学芸員資格取得 養成課程年報 Vol. 15	1	江戸川大学博物館学芸員 資格取得養成課程	江戸川大学博物館学芸員 資格取得養成課程
15	令和 5 年度 秋期企画展「秩父か ら秩父へ ひと・もの・はこぶ」 展示図録	1	埼玉県立川野博物館	埼玉県立川野博物館
16	野田市郷土博物館市民会館年報・ 紀要第 16 号 2022 年度	1	野田市郷土博物館 ・市民会館	野田市郷土博物館 ・市民会館
17	成田市史研究 第 48 号	1	成田市立図書館	成田市立図書館
18	流山市史研究 第 25 号	1	流山市立博物館	流山市教育委員会
19	柏の歴史ある建物Ⅱ 旧手が教会 堂保存修理工事報告書 柏市建物 調査報告書 5	1	柏市教育委員会 生涯学習部文化課	柏市教育委員会 生涯学習部文化課
20	葉山しおさい博物館研究報告 No. 5	1	葉山しおさい博物館	葉山しおさい博物館
21	潮騒だより No. 33	1	葉山しおさい博物館	葉山しおさい博物館
22	潮騒ガイドブック 19 三浦半島 の関東大震災	1	葉山しおさい博物館 / 倉持卓司	葉山しおさい博物館
23	博物館研究 Vol. 59 No. 4	1	（公財）日本博物館協会	（公財）日本博物館協会
24	令和 4 年度市立市川歴史博物館年 報	1	市立市川歴史博物館	市立市川歴史博物館
25	市立市川考古博物館館報 第 51 号	1	市立市川歴史博物館	市立市川歴史博物館
26	自然史研究 Vol. 4 No. 7	1	大阪市立自然史博物館	大阪市立自然史博物館
27	大阪市立自然史博物館 館報 48 令和 4 年度	1	大阪市立自然史博物館	大阪市立自然史博物館
28	第 54 回特別展「自然史のイラス トレーション」解説書	1	大阪市立自然史博物館	大阪市立自然史博物館

29	大阪市立自然史博物館研究報告第77号	1	大阪市立自然史博物館	大阪市立自然史博物館
30	大阪市立自然史博物館収蔵史料目録 第54集 爬虫類標本目録	1	小林有希・松井彰子	小林有希・松井彰子
31	大田区立郷土博物館紀要第25号 令和5(2023年度)	1	大田区郷土博物館	大田区郷土博物館
32	富士見市立考古館開館50周年起 点店 ひらいた考古館	1	富士見市立資料館	富士見市立資料館
33	千葉市史 史料編Ⅱ 近代2	1	千葉市史編集委員会	千葉市
34	千葉県誕生150年記念事業 房総 の海をめぐる光と影とアート展 クワクボリョウタ《コレクション ・ネット》	1	千葉県立美術館研究員 松田直子	千葉県立美術館
35	令和4年度 市川市立歴史博物館 館報	1	市立市川歴史博物館	市立市川歴史博物館
36	千葉県誕生150周年記念事業 令 和5年度企画展 鎌ヶ谷の小学校 150年史	1	鎌ヶ谷市郷土資料館	鎌ヶ谷市郷土資料館
37	千葉県誕生150周年記念事業 君 津市立久留里城址資料館令和5年 度企画展「長板中形一松原伸生の 伝統と展開」	1	君津市立久留里 城址資料館	君津市立久留里 城址資料館
38	君津市立久留里城址資料館年報 44	1	君津市立久留里 城址資料館	君津市立久留里 城址資料館
39	松戸市立博物館紀要第31号	1	松戸市立博物館	松戸市立博物館
40	平塚市博物館年報 第47号	1	平塚市博物館	平塚市博物館
41	平塚市博物館研究報告第47号 自然と文化	1	平塚市博物館	平塚市博物館
42	春季特別展 ひらつかの古道を行 く	1	平塚市博物館	平塚市博物館
43	北区飛鳥山博物館第26号	1	北区飛鳥山博物館	東京都北区教育委員会
44	ファッションプレートが映し出す 近代 美術と技術の交差点	1	北区飛鳥山博物館	東京都北区教育委員会
45	四街道市の歴史 資料編近現代2	1	四街道市史 編さん委員会	四街道市
46	生活と文化 研究紀要 第33号	1	豊島区立郷土資料館	豊島区立
47	千葉いまむかし No.37	1	千葉市史編集委員会	千葉市史編集委員会

48	Journal of Hospitality and Tourism vol.18 No.1	1	Journal of Hospitality and Tourism 編集委員会	明海大学ホスピタリティーズ ム 部
49	商人たちの選択～千葉を生きた商家の近世・近現代	1	千葉県立郷土博物館	千葉県立郷土博物館
50	歴博色尽くし	1	国立歴史民俗博物館	国立歴史民俗博物館
51	横須賀市博物館研究報告（自然科学）第71号	1	横須賀市自然人文博物館	横 須 賀 市 自 然 人 文 博 物 館
52	横須賀市博物館研究報告（人文科学）第68号	1	横須賀市自然人文博物館	横 須 賀 市 自 然 人 文 博 物 館
53	博物館研究 Vol.59 No.5	1	（公財）日本博物館協会	（公財）日本博物館協会
54	MUSEUM ちば 第48号	1	千葉県博物館協会 調査研究委員会	千葉県博物館協会
55	千葉県立房総のむら 風土記の丘資料館 常設展示図録	1	（公財）千葉県教育振興財団 房総のむら	（公財）千葉県教育振興財団 房総のむら
56	印西市立印旛歴史民俗資料館 研究紀要 第6号 年報（令和4年度）	1	印 西 市 印 旛 歴 史 民 俗 資 料 館	印 西 市 印 旛 歴 史 民 俗 資 料 館
57	令和5年度企画展 変化する縄文のくらし 船橋の縄文時代後期	1	船橋市教育委員会/飛ノ台史跡公園博物館	船橋市教育委員会/飛ノ台史跡公園博物館
58	第22回縄文コンテナラリー一点 in ふなばし かえるー原始の創造とアートの創造ー	1	船橋市教育委員会/飛ノ台史跡公園博物館/船橋市縄文コンテナラリー展実行委員会	船橋市教育委員会/飛ノ台史跡公園博物館/船橋市縄文コンテナラリー展実行委員会
59	飛ノ台史跡公園博物館紀要 第20号	1	船橋市教育委員会/飛ノ台史跡公園博物館	船橋市教育委員会/飛ノ台史跡公園博物館
60	行田市郷土博物館収蔵史料目録 諸家文書目録4	1	行 田 市 郷 土 博 物 館	行 田 市 郷 土 博 物 館
61	千葉文華 第47号	1	天 野 努	千葉県文化財保護協会
62	里見氏研究 第3号	1	里 見 氏 研 究 会	里 見 氏 研 究 会
63	映像解説書「海をまとう一万祝染のわぎー」	1	渡瀬綾乃（千葉県立中央博物館研究員）	千葉県立中央図書館
64	令和2年度市立市川自然博物館年報 No. 32	1	市立市川自然博物館	市立市川自然博物館
65	令和3年度市立市川自然博物館年報 No. 33	1	市立市川自然博物館	市立市川自然博物館
66	令和4年度市立市川自然博物館年報 No. 34	1	市立市川自然博物館	市立市川自然博物館

67	千葉県誕生 150 周年記念事業 特別展「椿海干拓 350 周年記念干潟八万石物語」	1	大 原 幽 学 記 念 館	大 原 幽 学 記 念 館
68	大原幽学記念報告 第 10 号	1	大 原 幽 学 記 念 館	大 原 幽 学 記 念 館
69	令和 6 年度企画展 I 「出羽三山と袖ヶ浦の山岳信仰」	1	袖ヶ浦市郷土博物館	袖ヶ浦市郷土博物館
70	令和 6 年度夏期特別図録「標本で！植物観察」	1	平 塚 市 博 物 館	平 塚 市 博 物 館
71	民具マンスリー 第 57 巻 1 号	1	神 奈 川 大 学 日 本 常 民 文 化 研 究 所	神 奈 川 大 学 日 本 常 民 文 化 研 究 所
72	民具マンスリー 第 57 巻 2 号	1	神 奈 川 大 学 日 本 常 民 文 化 研 究 所	神 奈 川 大 学 日 本 常 民 文 化 研 究 所
73	民具マンスリー 第 57 巻 3 号	1	神 奈 川 大 学 日 本 常 民 文 化 研 究 所	神 奈 川 大 学 日 本 常 民 文 化 研 究 所
74	陶芸家 和田的展	1	本橋浩介・磯詩子・横堀聡	益子町文化のまちづくり実行委員会
75	歴史と民俗 41	1	神 奈 川 大 学 日 本 常 民 文 化 研 究 所	(株) 平 凡 社
76	行田市郷土博物館報第 22 号	1	行 田 市 郷 土 博 物 館	行 田 市 郷 土 博 物 館
77	お伊勢まいりと行田	1	行 田 市 郷 土 博 物 館	行 田 市 郷 土 博 物 館
78	群馬県立歴史博物館紀要	1	群 馬 県 立 歴 史 博 物 館	群 馬 県 立 歴 史 博 物 館
79	川瀬巴水 追憶の情景	1	稲敷市立歴史民俗資料館	稲敷市立歴史民俗資料館
80	稲敷の仏像 寺院調査報告④	1	稲敷市立歴史民俗資料館	稲敷市立歴史民俗資料館
81	稲敷市立歴史民俗資料館館報第 18 号	1	稲敷市立歴史民俗資料館	稲敷市立歴史民俗資料館
82	Annual Report2023	1	東 京 工 芸 大 学 芸 術 部	写 大 ギ ャ ラ リ ー 運 営 委 員 会
83	昭和館館報 第 25 号(令和 5 年度)	1	昭 和 館	昭 和 館
84	福岡市総合図書館研究紀要	1	福 岡 市 総 合 図 書 館	福 岡 市 総 合 図 書 館
85	茂原市史調査報告書第九集 茂原市資料編 I (原子、古代、中世考古) 補足資料 1	1	茂原市史編さん委員会	茂原市史編さん委員会
86	上総掘の技術を未来へ	1	袖ヶ浦市郷土博物館	袖ヶ浦市郷土博物館
87	印西市史 通史編 4 近現代	1	印西市史編さん委員会	印 西 市 教 育 委 員 会

88	歴史民俗研究 第22回櫻井徳太郎賞受賞論文・作文集	1	板橋区教育委員会事務局生涯学習課文化財係	板橋区教育委員会
89	東京人 No. 483	1	高橋 栄 一	都市出版(株)
90	山岡鉄舟・高橋泥舟—もとの姿はかわらざりけり—	1	岩 下 哲 典	杉 田 啓 三
91	博物館研究 Vol. 59 No. 6	1	(公財) 日本博物館協会	(公財) 日本博物館協会
92	博物館研究 Vol. 59 No. 7	1	(公財) 日本博物館協会	(公財) 日本博物館協会
93	博物館研究 Vol. 59 No. 8	1	(公財) 日本博物館協会	(公財) 日本博物館協会
94	エンターテインメントビジネス No. 58	1	総合ユニコム株式会社	総合ユニコム株式会社
95	明石型生船調査報告書 Vo. 3	1	あかし市民図書館	あかし市民図書館
96	「地域文化で日本を元気にしよう」文化審議会文化政策部会部報告書	1	文化庁長官官房政策課	文化庁長官官房政策課
97	福祉の先覚者 長谷川良信 良信先生の夢と挑戦	1	淑徳大学アーカイブス	淑徳大学アーカイブス
98	60年の歩み	1	一般社団法人浦安スポーツ協会	一般社団法人浦安スポーツ協会
99	千葉県市町村・一部事務組合職員名簿	1	(公財) 千葉県市町村振興協会	(公財) 千葉県市町村振興協会
100	歴史研究	1	伊 藤 光 祥	伊 藤 光 祥
101	明治大学社会教育主事課程年報 No. 33	1	明治大学社会教育主事課程	明治大学社会教育主事課程
102	博物館研究報告・館報 生物資源科学 Vol. 33	1	日本大学生物資源科学部博物館	日本大学生物資源科学部博物館
103	成城の歩み 100年	1	世田谷区立郷土資料館	世田谷区立郷土資料館
104	かわはく No. 82	1	埼玉県立川の博物館	埼玉県立川の博物館
105	かわはく No. 81	1	埼玉県立川の博物館	埼玉県立川の博物館
106	板橋区立郷土資料館 紀要第25号	1	板橋区立郷土資料館	板橋区立郷土資料館
107	開館50周年記念 千葉県立美術館コレクション100選	1	千葉県立美術館	千葉県立美術館
108	時代を映す錦絵	1	国立歴史民俗博物館	国立歴史民俗博物館
109	世田谷区の歴史と文化 世田谷区立郷土資料館展示ガイドブック	1	世田谷区立郷土資料館	世田谷区立郷土資料館

110	浅井忠 あちこちにいく	1	千葉県立美術館	千葉県立美術館
111	松戸市立博物館紀要 第32号	1	松戸市立博物館	松戸市立博物館
112	茂木佐平治郎の百年	1	野田市郷土博物館	野田市郷土博物館
113	丸木舟ラボ 縄文の舟にまつわる 4つのはてな	1	北区飛鳥山博物館	北区飛鳥山博物館
114	令和5年度市川歴史博物館館報	1	市立市川歴史博物館	市立市川歴史博物館
115	野田市郷土博物館・市民会館 年 報・紀要第17号 2023年度	1	野田市郷土博物館 ・市民会館	野田市郷土博物館 ・市民会館
116	資生堂創業者 福原有信と館山	1	館山市立博物館	館山市立博物館
117	北区飛鳥山博物館 研究報告 第 27号	1	北区飛鳥山博物館	東京都北区教育委員会
118	行田市郷土博物館研究報告 第 12集	1	行田市郷土博物館	行田市郷土博物館
119	令和7年度 体験のしおり	1	千葉県立房総のむら	千葉県立房総のむら
120	君津市立久留里城址資料館年報 45 令和5年度	1	君津市久留里城址資料館	君津市久留里城址資料館
121	関東無双ノ大正里見義堯 久留里 城を拠点とした戦国の雄	1	君津市久留里城址資料館	君津市久留里城址資料館
122	鎌ヶ谷市郷土資料館年報 第37 号 令和5年度	1	鎌ヶ谷市立郷土資料館	鎌ヶ谷市立郷土資料館
123	東京都江戸東京博物館紀要 第 15号	1	東京都江戸東京博物館 都市歴史研究室	公財)東京都歴史文化財団・ 東京都江戸東京博物館
124	日本海国と群馬の生糸 鉄道・蒸 気船・電信	1	群馬県立歴史博物館	群馬県立歴史博物館
125	布をまとう 古代人の衣	1	行田市郷土博物館	行田市郷土博物館
126	比留間（柚泉）家文書目録	1	朝霞市博物館	朝霞市博物館
127	ノガタとサトカタ	1	川越市立博物館	川越市立博物館
128	根岸古墳群と内間枯古墳群	1	朝霞市博物館	朝霞市博物館
129	楚人冠と芸術家の交流	1	我孫子市教育委員会	我孫子市教育委員会
130	国府台 28・29号	1	和洋女子大学文化資料館・ 博物館学課程	和洋女子大学文化資料館・ 博物館学課程
131	「こどもミュージアム」展示開発 に向けた制作途中報告書	1	松戸市立博物館	松戸市立博物館
132	松戸市立博物館年報	1	松戸市立博物館	松戸市立博物館

(3) 資料の閲覧

日付	目的	種類	資料群名	収蔵番号	資料名
8月25日(日)	研究	文書	佐久間家文書	3-1-4	船堀村・葛西村地図
				3-1-3	葛西村地水地図
			郷土資料館 旧蔵文書	109-13	第十四番 字三角
			小川隆司家 文書	2	南葛飾郡葛西村長嶋丈量野取図
			旧宇田川家 住宅文書	(2)-219-10	字三角萱生地地図
				(2)-219-6	字東野萱生地地図
			佐久間家文書	1-58-1-1	南葛飾郡葛西村大字三ヶ村45 之先新規代替設計書

Ⅶ 文化財の保護・活用

1 文化財の指定

教育委員会は、市にとって重要な文化財（文化財保護法により重要文化財に指定されたもの及び千葉県条例により千葉県指定文化財に指定された文化財を除く。）を浦安市指定文化財とし、その保護と活用に努めています。

（１）県指定文化財及び市指定文化財一覧

No	指定区分	種 別	名 称	所 在 地	管 理 者 等
1	県指定	有 形 文 化 財	宝 城 院 庚 申 塔	堀江四丁目 14 番 1 号	宝 城 院
2	県指定	無 形 民 俗 文 化 財	浦安のお洒落踊り	—	浦 安 お 洒 落 保 存 会
3	県指定	有 形 民 俗 文 化 財	浦安の船大工道具	猫実一丁目 2 番 7 号	浦 安 市
4	県指定	有 形 文 化 財	旧 大 塚 家 住 宅	堀江三丁目 3 番 1 号	浦 安 市
5	県指定	有 形 文 化 財	浦 安 の 三 軒 長 屋	猫実一丁目 2 番 7 号	浦 安 市
1	市指定	有 形 文 化 財	小金原の鹿狩資料	—	個 人
2	市指定	有 形 文 化 財	五 人 組 仕 置 帳	猫実一丁目 2 番 7 号	浦 安 市
3	市指定	有 形 文 化 財	公訴貝獺願成の塔	猫実三丁目 10 番 3 号	花 蔵 院
4	市指定	無 形 民 俗 文 化 財	浦 安 囃 子	—	浦 安 囃 子 保 存 会
5	市指定	有 形 民 俗 文 化 財	海苔生産用具一式	猫実一丁目 2 番 7 号	浦 安 市
6	市指定	記 念 物	豊受神社の大銀杏	猫実三丁目 13 番 1 号	豊 受 神 社
7	市指定	有 形 文 化 財	質 入 れ 証 文	—	個 人
8	市指定	有 形 文 化 財	田 中 十 兵 衛 墓	当代島二丁目 6 番 27 号	善 福 寺
9	市指定	有 形 文 化 財	大塚亮平顕彰碑	堀江四丁目 14 番 2 号	大 蓮 寺
10	市指定	有 形 民 俗 文 化 財	江實小学校卒業証書	—	個 人
11	市指定	有 形 文 化 財	庚 申 塔	猫実四丁目 15 番	個 人
12	市指定	有 形 文 化 財	旧宇田川家住宅	堀江三丁目 4 番 8 号	浦 安 市
13	市指定	有 形 文 化 財	清 瀧 神 社 本 殿	堀江四丁目 1 番 5 号	清 瀧 神 社
14	市指定	有 形 文 化 財	猫実村新田検地帳 及 猫実村御検地水帳	猫実一丁目 2 番 7 号	浦 安 市
15	市指定	有 形 民 俗 文 化 財	大 般 若 (経文及び経箱)	堀江四丁目 14 番 1 号	宝 城 院
16	市指定	有 形 民 俗 文 化 財	裱 (2 着)	猫実一丁目 2 番 7 号	浦 安 市

No	指定区分	種 別	名 称	所 在 地	管 理 者
17	市指定	有 形 文 化 財	宝 篋 印 塔	当代島二丁目 6 番 27 号	善 福 寺
18	市指定	無 形 文 化 財	浦安細川流投網	—	浦安細川流投網 保 存 会
19	市指定	有 形 文 化 財	旧 本 澤 家 住 宅	猫実一丁目 2 番 7 号	浦 安 市
20	市指定	有 形 文 化 財	旧 吉 田 家 住 宅	猫実一丁目 2 番 7 号	浦 安 市
21	市指定	有 形 文 化 財	旧 太 田 家 住 宅	猫実一丁目 2 番 7 号	浦 安 市
22	市指定	有 形 文 化 財	大 鯨 の 碑	当代島三丁目 11 番 1 号	稲 荷 神 社

(2) 市内史跡（伝統的地名・史跡）表示板設置場所一覧 ※は指定有形文化財

	史 跡 名	所 在 地	管 理 者
1	富士塚（稲荷神社）	当代島三丁目 11 番 1 号 稲荷神社内	稲 荷 神 社
2	田中十兵衛の墓 ※	当代島二丁目 6 番 27 号 善福寺内	善 福 寺
3	宝篋印塔 ※	当代島二丁目 6 番 27 号 善福寺内	善 福 寺
4	船塚川跡	当代島三丁目 14 番 7 号付近	浦 安 市
5	船塚川跡	当代島 3 丁目 13 番 1 号付近	浦 安 市
6	富士塚（豊受神社）	猫実 3 丁目 13 番 1 号 豊受神社内	豊 受 神 社
7	豊受神社の大銀杏 ※	猫実 3 丁目 13 番 1 号 豊受神社内	豊 受 神 社
8	公訴貝獺願成の塔 ※	猫実 3 丁目 10 番 3 号 花蔵院内	花 蔵 院
9	渡し場跡	猫実五丁目 7 番付近	浦 安 市
10	蒸気河岸	猫実五丁目 7 番付近	浦 安 市
11	浦安小学校跡	猫実四丁目 19 番付近	浦 安 市
12	猫実の庚申塔 ※	猫実四丁目 15 番	個 人
13	境川	猫実 3 丁目 2 番付近	浦 安 市
14	おっぱらみ	猫実 3 丁目 2 番付近	浦 安 市
15	左右天命弁財天	猫実二丁目 23 番 2 号付号近	個 人
16	常灯明跡	猫実 1 丁目 2 番 5 号付近	浦 安 市
17	三番土堤	猫実 1 丁目 18 番付近	浦 安 市
18	三番土堤	猫実 1 丁目 2 番 3 号付近	浦 安 市
19	金魚池跡	猫実 1 丁目 2 番 5 号付近	浦 安 市
20	清瀧神社本殿 ※	堀江 4 丁目 1 番 5 号 清瀧神社内	清 瀧 神 社

	史 跡 名	所 在 地	管 理 者
21	富士塚（清瀧神社）	堀江 4 丁目 1 番 5 号 清瀧神社内	清 瀧 神 社
22	宝城院の庚申塔	堀江 4 丁目 14 番 1 号 宝城院内	宝 城 院
23	おびんずる	堀江 4 丁目 14 番 1 号 宝城院内	宝 城 院
24	宇田川六郎兵衛墓	堀江 4 丁目 14 番 2 号 大蓮寺内	大 蓮 寺
25	大塚亮平顕彰碑 ※	堀江 4 丁目 14 番 2 号 大蓮寺内	大 蓮 寺
26	大蓮寺鐘楼	堀江 4 丁目 14 番 2 号 大蓮寺内	大 蓮 寺
27	久助稻荷	堀江 4 丁目 14 番 2 号 大蓮寺内	大 蓮 寺
28	しなび地蔵	堀江 2 丁目 6 番 35 号 正福寺内	正 福 寺
29	浄行堂	堀江 2 丁目 6 番 35 号 正福寺内	正 福 寺
30	亀乗薬師如来	堀江 2 丁目 4 番 27 号 東学寺内	東 学 寺
31	六人河岸	堀江 4 丁目 2 番	浦 安 市
32	浦安町役場跡	堀江 4 丁目 1 番付近	浦 安 市
33	大松	堀江 4 丁目 1 番付近	浦 安 市
34	境川	堀江 4 丁目 1 番付近	浦 安 市
35	境川	堀江 2 丁目 1 番 1 号付近	浦 安 市
36	江川	堀江 2 丁目 1 番	浦 安 市
37	清瀧弁財天	堀江 5 丁目 6 番 17 号	弁財天奉讃会
38	浜土堤	堀江 6 丁目 1 番 45 号付近	浦 安 市
39	浜土堤	富士見 1 丁目 17 番	浦 安 市
40	漁場跡（中央公園）	富岡 4 丁目 25 番	浦 安 市
41	漁場跡（今川記念公園）	今川 1 丁目 9 番	浦 安 市
42	漁場跡（美浜公園）	美浜 5 丁目 14 番	浦 安 市
43	待ち合わせのぼんぎ	入船 3 丁目 66 番 4 号	浦 安 市
44	大三角跡（舞浜公園）	舞浜 2 丁目 1 番	浦 安 市
45	大三角跡（大三角公園）	舞浜 3 丁目 37 番	浦 安 市

2 県指定及び市指定有形文化財住宅の現地保存・公開

(1) 設置及び管理

県指定及び市指定有形文化財住宅を適切に保存し、これを公開することにより、市民の文化教養の向上に努めています。

①名称及び位置

指 定	名 称	所 在 地
県 指 定	旧 大 塚 家 住 宅	浦安市堀江三丁目3番1号
市 指 定	旧 宇 田 川 家 住 宅	浦安市堀江三丁目4番8号

②根拠条例

- ・千葉県文化財保護条例
- ・浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例

(2) 施設の概要及び令和6年度利用者数

①施設の概要

名 称：旧大塚家住宅
敷 地：271.07 m²
建 物：木造平屋建
寄棟造茅葺
建築面積：95.86 m²

名 称：旧宇田川家住宅
敷 地：467.04 m²
建 物：木造二階建（一部平屋建）
寄棟造瓦葺
建築面積：180.99 m²

②令和6年度利用者数

月	開館日数	旧大塚家住宅（人）	旧宇田川家住宅（人）
4	21	342	247
5	20	818	838
6	20	735	740
7	22	331	310
8	22	122	118
9	21	218	197
10	22	353	350
11	21	294	289
12	18	226	215
1	19	195	234
2	19	265	219
3	22	260	224
合計	247	4,159	3,981

(3) 旧宇田川家住宅・大塚家住宅活用事業

市内の文化財や郷土の歴史に親しむ機会を提供するため、旧宇田川家・大塚家を利用した事業を行いました。

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	参加者数
昔の生活体験	掃除、打ち水 障子の穴直しなど	通年	旧宇田川家住宅 旧大塚家住宅	74 名
昔の遊び体験	お手玉、けん玉 おはじきなど			1,865 名
年中行事の飾りつけ体験	お月見飾り、お正月飾り等			348 名
浦安を描こう	旧市街地をスケッチし、作品を文化財住宅に展示	5 月 19 日（日）	旧市街地	12 名
かまどの日（海苔の味噌汁）	旧大塚家住宅のかまどを使った調理体験	7 月 7 日（日）	旧大塚家住宅	9 名
文化財住宅で昔遊び！	文化財住宅で昔遊び体験	7 月 27 日（土）	旧宇田川家住宅 旧大塚家住宅	17 名
かまどの日（さつまいもをふかそう）	旧大塚家住宅のかまどを使った調理体験	10 月 20 日（日）	旧大塚家住宅	5 名
文化財住宅めぐり	市内の文化財住宅を巡る	10 月 26 日（土）	旧宇田川家住宅 旧大塚家住宅	12 名
文化財住宅で将棋をしよう	文化財住宅で将棋体験	11 月 17 日（日） ～ 12 月 1 日（日）		10 名
文化財住宅で正月遊び！	文化財住宅で正月遊び体験	12 月 21 日（土）		2 名
海苔焼き体験	文化財住宅で海苔焼き体験	2 月 22 日（土）	旧大塚家住宅	31 名
かまどの日（おにぎりをつくろう）	旧大塚家住宅のかまどを使った調理体験	3 月 9 日（日）		8 名
文化財めぐり	市内の文化財住宅を巡る	3 月 15 日（土）	旧宇田川家住宅 旧大塚家住宅	7 名

浦安を描こう



Ⅷ 刊行物及びミュージアムショップ

1 刊行物

(1) 刊行物一覧

	項 目	発行者	発行年月日	頒布価格
1	浦安町誌（上）	浦安町役場	S44 年 12 月	完売
2	浦安町誌（下）	浦安町役場	S49 年 11 月	2,000 円
3	浦安市史	浦安市	S60 年 3 月	2,000 円
4	浦安市史（まちづくり編）	浦安市	H11 年 3 月	3,000 円
5	浦安市史（生活編）	浦安市	H11 年 3 月	2,000 円
6	浦安のことば	浦安市教育委員会	S57 年 4 月	800 円
7	浦安の昔話	浦安市	S59 年 3 月	800 円
8	続浦安の昔話	浦安市	S60 年 3 月	800 円
9	浦安文化財めぐり	浦安市教育委員会	H13 年 3 月	500 円
10	特別展図録 アオギスがいた海	浦安市郷土博物館	H13 年 6 月	1,000 円
11	企画展展示解説 のり-東京湾のノリ-	浦安市郷土博物館	H14 年 1 月	完売
12	見てふれて感じて浦安市郷土博物館（児童用解説書）	浦安市郷土博物館	H13 年 3 月	200 円
13	浦安市郷土博物館 常設展示解説書	浦安市郷土博物館	H13 年 10 月	800 円
14	浦安市郷土博物館活用の手引き 第 1 集	浦安市教育委員会	H13 年 2 月	非売品
16	浦安市郷土博物館活用の手引き 第 2 集（CD 版）	浦安市教育委員会	H16 年 3 月	非売品
17	浦安市郷土博物館活用の手引き 第 3 集	浦安市教育委員会	H31 年 3 月	非売品
18	浦安市文化財調査報告第 1 集 浦安の町家 -旧宇田川家住宅修理工事報告書-	浦安市教育委員会	S60 年 3 月初版、 H10 年 2 月第 2 版	1,200 円
19	浦安市文化財調査報告第 2 集 浦安の民家 -浦安市民家調査報告書-	浦安市教育委員会	S62 年 3 月初版、 H11 年 3 月第 2 版	800 円
20	浦安市文化財調査報告第 3 集 浦安の漁家 -旧大塚家住宅修理工事報告書-	浦安市教育委員会	S63 年 2 月初版、 H14 年 3 月第 3 版	1,200 円
21	浦安市文化財調査報告第 4 集 浦安の石造物 -浦安市石造物調査報告書-	浦安市教育委員会	H 元年 3 月初版、 H9 年 2 月第 2 版	1,200 円
22	浦安市文化財調査報告第 5 集 海とともに -浦安市漁撈習俗調査報告書-	浦安市教育委員会	H7 年 10 月	非売品
23	浦安市文化財調査報告第 6 集 浦安のベカ舟 -浦安市ベカ舟調査報告書-	浦安市教育委員会	H5 年 3 月初版、 H11 年 3 月第 2 版	完売
24	浦安市文化財調査報告第 7 集 浦安の民家Ⅱ -浦安市民家調査報告書-	浦安市教育委員会	H6 年 3 月	800 円
25	浦安市文化財調査報告第 8 集 災害と闘ってきたまち -浦安市災害史調査報告書-	浦安市教育委員会	H8 年 3 月	800 円
26	浦安市文化財調査報告第 9 集 水に囲まれたまち -浦安市交通史調査報告書-	浦安市教育委員会	H8 年 3 月	1,000 円
27	浦安市文化財調査報告第 10 集 浦安の民俗 -社会組織・年中行事・信仰-	浦安市教育委員会	H8 年 3 月	1,500 円
28	浦安市文化財調査報告第 11 集 浦安市史料目録Ⅰ -旧宇田川家住宅文書-	浦安市教育委員会	H8 年 12 月	1,200 円

	項 目	発行者	発行年月日	頒布価格
29	浦安市文化財調査報告第12集 漁師の観天望気 -浦安市自然史調査報告書-	浦安市教育委員会	H9年3月	1,000円
30	浦安市文化財調査報告第13集 浦安市史料目録Ⅱ -前田治郎助家文書-	浦安市教育委員会	H10年2月	600円
31	浦安市文化財調査報告第14集 浦安の漁撈習俗1 -鵜縄漁-	浦安市教育委員会	H11年3月	1,200円
32	浦安市文化財調査報告第15集 浦安の三軒長屋 -旧内田喜一氏所有三軒長屋修理工事報告書-	浦安市教育委員会	H14年3月	1,000円
33	浦安市文化財調査報告第16集 漁師の家 旧吉田家貸 家住宅 魚屋 旧太田家住宅 たばこ屋 旧本澤家住 宅-浦安市郷土博物館移築民家三棟修理工事報告書-	浦安市教育委員会	H14年3月	1,500円
34	浦安市文化財調査報告第17集 浦安の漁撈習俗2 -海苔-	浦安市教育委員会	H15年3月 H27年3月第2版	1,400円
35	浦安市郷土博物館調査報告第1集 アオギスがいた海	浦安市郷土博物館	H14年3月	500円
36	浦安市郷土博物館調査報告第2集 のり1 -海苔養殖 はいま-	浦安市郷土博物館	H16年3月 H18年1月	1,000円
37	浦安市郷土博物館調査報告第3集 のり2 -ちば海苔 いまむかし-	浦安市郷土博物館	H18年3月	完売
38	浦安市郷土博物館調査報告第4集 豊かな江戸前の海 の再生を目指して	浦安市郷土博物館	H18年3月	1,000円
39	文化財マップ	浦安市教育委員会	H21年3月	150円
40	浦安市郷土博物館調査報告第5集 ハマン記憶を明日へ 聞き書き報告書1(漁業者・水産関係者編)-「黒い水」 から50年-	浦安市郷土博物館	H21年12月	1,500円
41	浦安市郷土博物館調査報告第6集 ハマン記憶を明日へⅡ 聞き書き報告書2(女性・子ども・水産関係以外の職 業者編)-「黒い水」から50年-	浦安市郷土博物館	H23年3月	1,500円
42	浦安市郷土博物館調査報告第7集 浦安の農業 -浦安 市農業史調査報告書-	浦安市郷土博物館	H26年3月	未販売
43	浦安市郷土博物館調査報告第8集 青べか物語 それ ぞれの想い	浦安市郷土博物館	H27年3月 H28年8月2版	1,500円
44	浦安市郷土博物館調査報告第9集 江戸時代の浦安1 『下總行徳領獵師種蠣記録』-下総国葛飾郡堀江村漁業 出入留書	浦安市郷土博物館	H28年3月	完売
45	浦安市郷土博物館調査報告第10集 浦安の烏賊網漁	浦安市郷土博物館	H29年3月	1,500円
46	浦安市郷土博物館調査報告第11集 浦安の漁撈用具 1-漁村文化研究会(元「東邦大学漁村問題調査研究自 主ゼミナール」)資料寄贈目録	浦安市郷土博物館	H29年3月	1,000円
47	浦安市郷土博物館調査報告第12集 平成28年度企画 展 浦安鉄鋼団地「身近にあるが知られていない日本一」	浦安市郷土博物館	H29年6月	800円
48	浦安市郷土博物館調査報告第13集 浦安のシラウオ漁	浦安市郷土博物館	H30年3月	1,500円
49	浦安市郷土博物館調査報告 第14集 浦安の漁撈用具 2-海苔網製作具と餌堀道具-	浦安市郷土博物館	H30年3月	1,000円
50	浦安市郷土博物館調査報告 第15集 測量をめぐる浦 安の偉人 宇田川徳太郎	浦安市郷土博物館	H30年3月	800円
51	屋外展示場 展示解説英語文例集	浦安市郷土博物館	H31年1月	1,000円
52	企画展図録 大塚勉写真展 ～浦安に生まれて～ SITE 埋立地 1971-2019 生成する場	浦安市郷土博物館	R1年11月	1,000円
53	浦安市郷土博物館調査報告 第16集 浦安の漁撈用具 3-浦安の漁法一覧・海苔網・延縄-	浦安市郷土博物館	R2年3月	800円

(2) 文化財パンフレット類

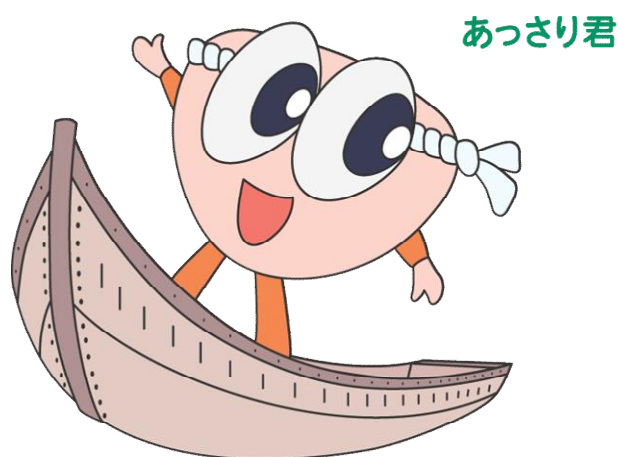
	項 目	発行者	発行年月日
1	浦安のべか舟	浦安市郷土博物館	H9 年 5 月初版、H13 年 4 月第 2 版
2	浦安の投網師	浦安市郷土博物館	H8 年 6 月初版、H13 年 8 月第 2 版
3	災害と闘ってきたまち-キティ台風の襲来-	浦安市郷土博物館	H9 年 8 月初版、H13 年 4 月第 2 版
4	浦安の伝統芸能	浦安市郷土博物館	H9 年 12 月初版、H14 年 3 月第 2 版
5	漁師の観天望気	浦安市郷土博物館	H10 年 3 月初版、H13 年 8 月第 2 版
6	周五郎が愛した青べかの町	浦安市郷土博物館	H10 年 1 月初版、H12 年 12 月第 2 版
7	水に囲まれたまち	浦安市郷土博物館	H10 年 3 月初版、H13 年 8 月第 2 版
8	浦安の年中行事	浦安市郷土博物館	H10 年 8 月初版、H14 年 1 月第 2 版
9	市内に今でも残る文化財住宅	浦安市郷土博物館	H13 年 7 月初版、H15 年 3 月第 2 版
10	浦安の打瀬網漁	浦安市郷土博物館	H15 年 3 月
11	海苔のできるまで	浦安市郷土博物館	H15 年 3 月
12	浦安の三軒長屋	浦安市郷土博物館	H19 年 9 月初版、H24 年 3 月 2 版
13	浦安鉄鋼団地を探ろう！	浦安市郷土博物館	H30 年 3 月

2 ミュージアムショップ

郷土理解を深め、学習・研究のための資料として、浦安市史や調査報告書などの刊行物や、博物館をより身近に感じてもらうために、郷土博物館マスコットキャラクター「あっさり君」のデザインを使用したキーホルダー、ノートなどの文具、ベーゴマやぬいぐるみなどのグッズを販売しています。

○ 6 年度売上

刊行物：127,450 円 グッズ：244,120 円

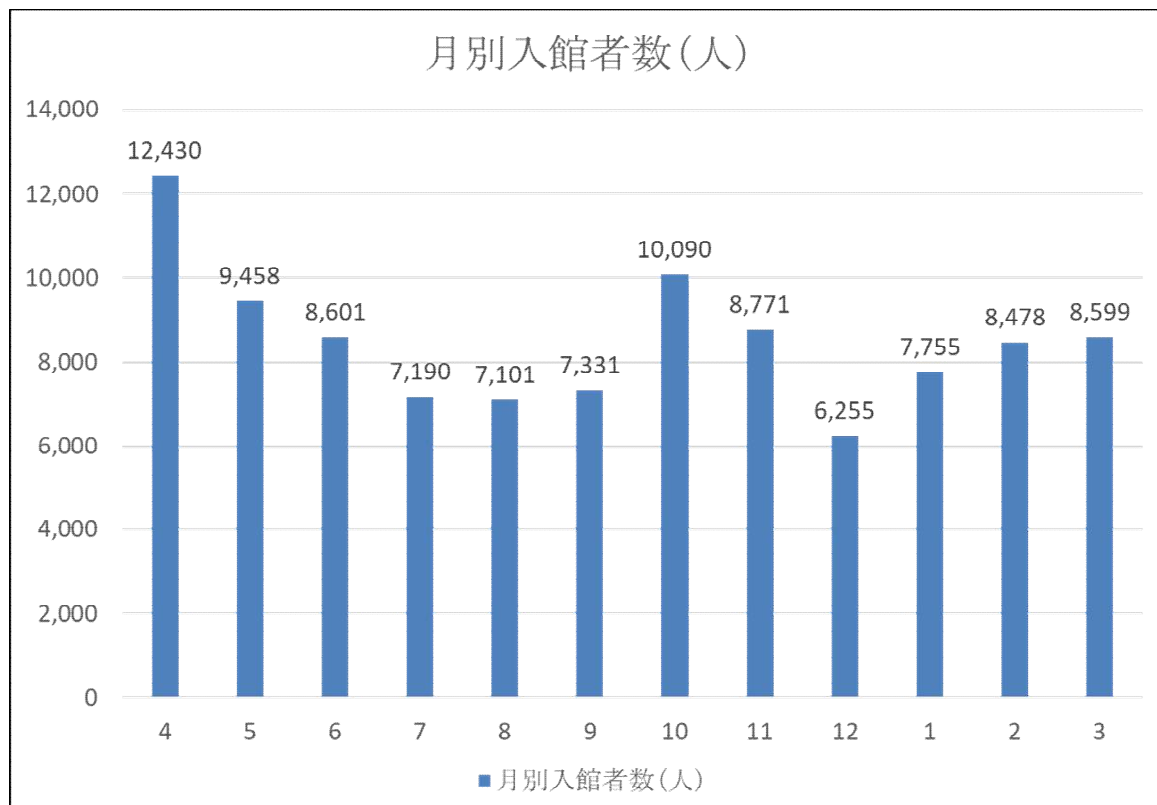


IX 利用状況

1 令和6年度 月別入館者数

月	入館者数(人)	開館日数(日)	1日平均(人)
4	12,430	24	518
5	9,458	23	411
6	8,601	25	344
7	7,190	25	288
8	7,101	25	284
9	7,331	23	319
10	10,090	26	388
11	8,771	24	365
12	6,255	23	272
1	7,755	23	337
2	8,478	21	404
3	8,599	24	358
合計	102,059	286	357

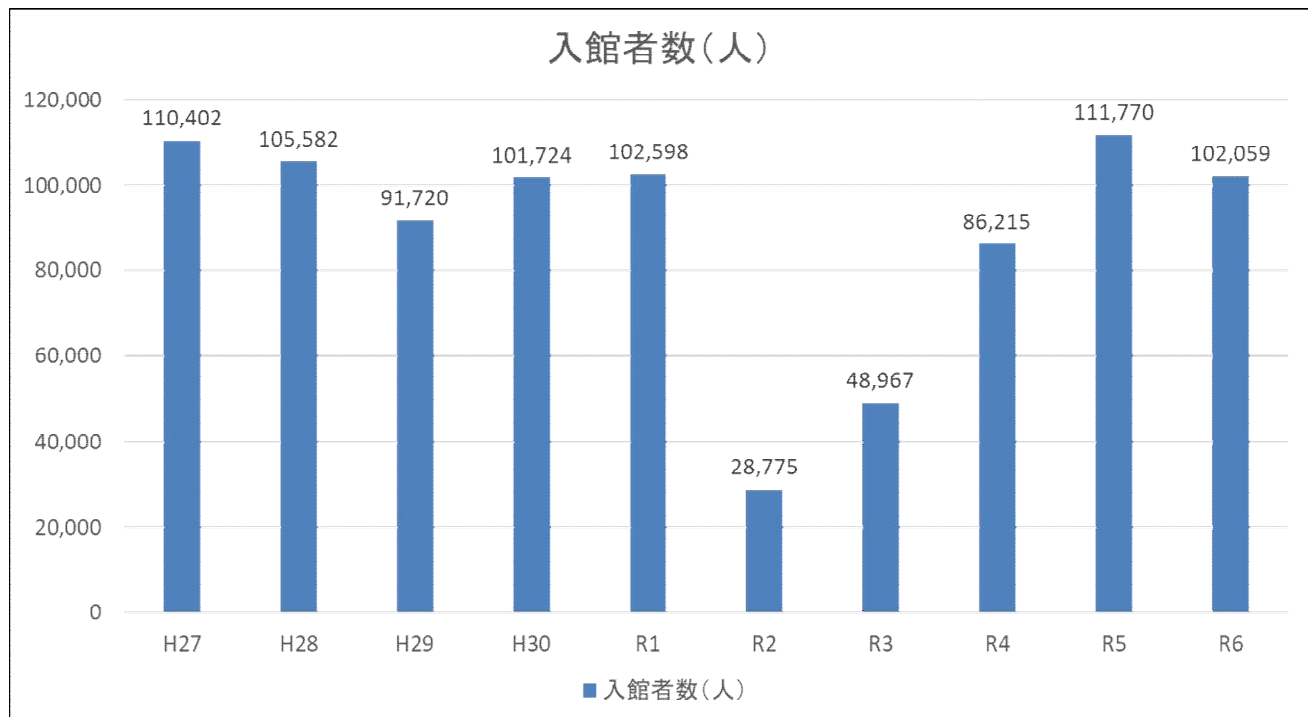
月別入館者数推移



2 年度別入館者数

年度	開館日数（日）	入館者数（人）	一日平均（人）
平成 27 年度	291	110,402	379
平成 28 年度	291	105,582	363
平成 29 年度	294	91,720	312
平成 30 年度	294	100,999	344
令和元年度	264	100,867	382
令和 2 年度	188	28,775	153
令和 3 年度	256	48,967	191
令和 4 年度	295	86,215	292
令和 5 年度	296	111,770	378
令和 6 年度	286	102,059	357

年度別入館者数推移



3 団体利用数・博学連携活用数

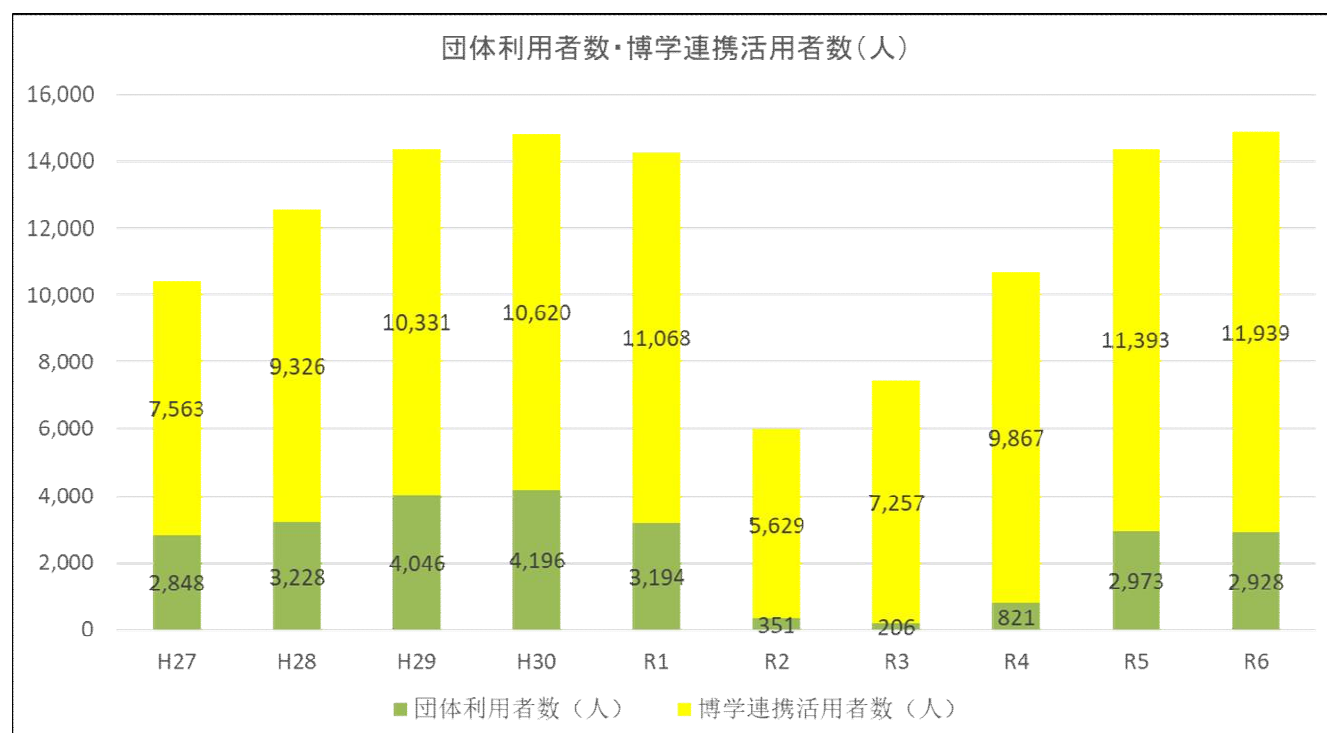
年度別団体利用数

年度	団体数（合計）	市内団体	市外団体	延べ人数（人）
平成 27 年度	107	29	78	2,848
平成 28 年度	109	27	82	3,228
平成 29 年度	175	40	135	4,046
平成 30 年度	226	88	138	4,196
令和元年度	245	127	118	3,194
令和 2 年度	23	12	11	351
令和 3 年度	20	7	13	206
令和 4 年度	68	49	19	821
令和 5 年度	221	58	163	2,973
令和 6 年度	209	37	172	2,928

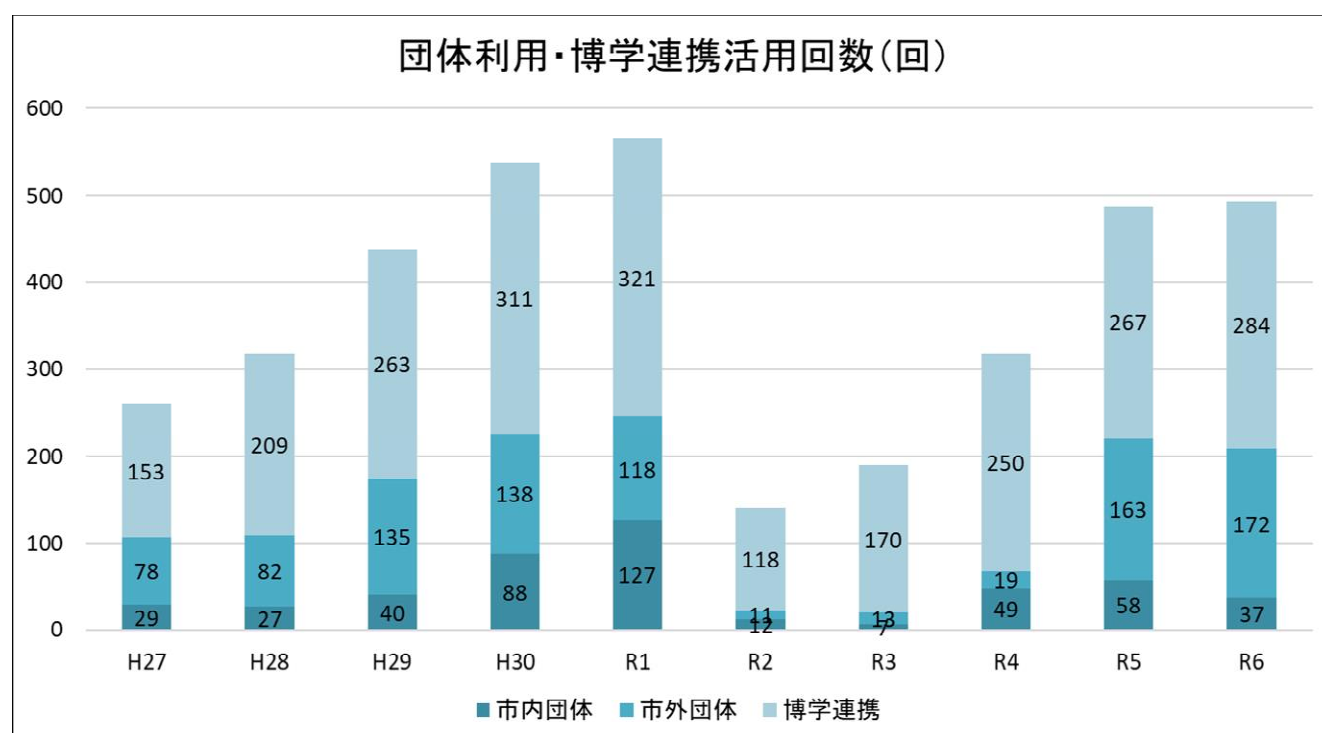
年度別博学連携活用数

年度	活用回数（回）	活用人数（人）
平成 27 年度	153	7,563
平成 28 年度	209	9,326
平成 29 年度	263	10,331
平成 30 年度	311	10,620
令和元年度	321	11,068
令和 2 年度	118	5,629
令和 3 年度	170	7,257
令和 4 年度	250	9,867
令和 5 年度	267	11,393
令和 6 年度	284	11,939

団体利用者数・博学連携活用者数推移（人）



団体利用数・博学連携活用回数推移（回）



4 メディア利用

令和6年度は、58件の取材・掲載依頼がありました。

媒体	件数	内容
テレビ	25	・浦安市行政情報番組「こちら浦安情報局」(18回) ・Jcom「こちら J:COM 安心安全課」 ・Jcom「ジモトピックス」 ・テレビ朝日「夫が寝た後に」 ・台湾テレビ ・テレビ東京「何を隠そう...ソレが！」 ・テレビ朝日「じゅん散歩」 ・NHK「歴史探偵」 ・BS-TBS「おんな酒場放浪記」
新聞・ミニコミ紙	3	・浦安・市川よみうり (3回)
フリーペーパー・ 雑誌・書籍類	7	・週刊ポスト ・歴史研究 ・まっふる千葉 ・ぐるっと千葉レトロ特集 ・個性派ミュージアム ・浦安カタログ ・浦安市観光ガイドブック
Web	10	・千葉県 PR プロジェクト ・ちば国際コンベンションビューロー ・ちば観光ナビ ほか7件
その他	13	・gogo 房総ポイントラリー ・ちばぎんカレンダー ・ロイヤルハウジングカレンダー ・NHK ラジオ ・You Tube 2件 ・チーバくんキャラバン隊 (SNS) ほか6件

X 条例・規則

○浦安市郷土博物館の設置及び管理に関する条例

平成13年 3 月23日

条例第 2 号

改正 令和 3 年 3 月12日条例第 9 号

令和 5 年 3 月29日条例第15号

(設置)

第 1 条 本市は、歴史、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供するとともに、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究を行うため、浦安市郷土博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(令 5 条例15・一部改正)

(名称及び位置)

第 2 条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浦安市郷土博物館	浦安市猫実一丁目 2 番 7 号

(事業)

第 3 条 博物館は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行う。

(令 5 条例15・一部改正)

(管理)

第 4 条 博物館は、浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第 5 条 博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(博物館協議会)

第 5 条の 2 法第23条第 1 項の規定により、浦安市郷土博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員 7 人以内をもって組織する。

- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに博物館を利用する者の中から任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員の再任は、妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(令3条例9・追加、令5条例15・一部改正)

(入館料)

第6条 博物館の入館料は、無料とする。ただし、博物館が期間を定めて特別の展示をするときは、市長は、1人につき1,100円を超えない範囲内において教育委員会が定める額（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。）を入館料として徴収することができる。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項ただし書の入館料を減額し、又は免除することができる。

(令5条例15・全改)

(入館の制限及び退館)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、博物館の利用者に対し、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1) 展示品等を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) その他博物館の管理上支障があるとき。

(損害賠償)

第8条 博物館の利用者が博物館の施設、設備又は博物館資料を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(教育委員会規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(浦安市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 浦安市郷土資料館の設置及び管理に関する条例(昭和55年条例第9号)は、廃止する。

附 則 (令和3年3月12日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和5年3月29日条例第15号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○浦安市郷土博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成13年 3 月30日

改正 平成23年 3 月31日教委規則第 4 号

令和 5 年 3 月23日教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦安市郷土博物館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 浦安市郷土博物館（以下「博物館」という。）の開館時間は、午前 9 時30分から午後 5 時までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(平23教委規則 4 ・一部改正)

(休館日)

第 3 条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日及び土曜日に当たる場合はその日後において、その日に最も近い休館日でない日）
- (3) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (4) 館内整理日（毎月の末日。ただしその日が前 3 号に規定する休館日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い前 3 号に規定する休館日、日曜日及び土曜日でない日とする。）

2 前項の休館日であっても、館長が特に必要と認めた場合は、館の全部又は一部を開館することができる。

(平23教委規則 4 ・一部改正)

(資料の寄附)

第 4 条 館長は、博物館の展示又は研究に資する目的で、博物館資料の寄附を受け

ることができる。

2 博物館資料を寄附しようとする者は、寄附申込書（別記第1号様式）を館長に提出しなければならない。

3 館長は、寄附品を受領したときは、博物館資料の寄附品受領書（別記第2号様式）を寄附者に交付する。

（資料の受託）

第5条 館長は、博物館の展示又は研究の目的で、博物館資料の寄託を受けることができる。

2 博物館資料を寄託しようとする者は、寄託申込書（別記第3号様式）を館長に提出しなければならない。

3 館長は、博物館資料を受託したときは、受託品預り証（別記第4号様式）を寄託者に交付しなければならない。

4 館長は、受託した博物館資料の模写、模型制作、複製制作、撮影及びこれらを公刊しようとするときは、事前に寄託者の承諾を受けなければならない。

5 前項の行為を第三者がしようとするとき、館長は、寄託者の承諾を確認しなければならない。

（資料の返還）

第6条 館長は、展示等のために受託した博物館資料を返還するときは、受託品預り証と引き換えに行う。

（資料の借用）

第7条 館長は、博物館の展示又は研究の目的で博物館資料を借用することができる。

2 館長は、所有者から博物館資料を借用するときは、借用申込書（別記第5号様式）によって申し込まなければならない。

3 館長は、博物館資料を借用するときは、所有者から貸与承諾書（別記第6号様式）の交付を受けなければならない。

4 館長は、博物館資料を受領したときは、借用資料預り証（別記第7号様式）を所有者に交付しなければならない。

5 第5条第4項及び第5項の規定は、博物館又は第三者が、前項の規定により借用した博物館資料の模写、模型制作、複製制作、撮影及びこれらの公刊を行う場合

に準用する。

(資料の貸出し)

第8条 館長は、博物館資料の館外貸出しをすることができる。

2 博物館資料の館外貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。

- (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により指定された施設
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
- (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (5) その他館長が適当と認めたもの

3 博物館の館外貸出しを受けようとする者は、館外貸出申込書（別記第8号様式）を館長に提出し、館長から館外貸出許可書（別記第9号様式）の交付を受けなければならない。

4 博物館資料を借り受けた者は、館長に資料借用書（別記第10号様式）を提出しなければならない。

5 博物館資料を借り受けた者は、模写、模型制作、撮影及びこれらの公刊をしようとするときは、事前に館長の許可を受けなければならない。

(令5教委規則5・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるほか、必要な事項は教育長の承認を得て館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(浦安市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 浦安市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成23年3月31日教委規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日教委規則第5号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○浦安市郷土博物館協議会運営規則

令和 3 年 3 月 12 日

教委規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦安市郷土博物館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第 2 号）第 5 条の 2 第 6 項の規定により浦安市郷土博物館協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第 2 条 協議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、浦安市郷土博物館において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

○浦安市文化財保護条例

昭和56年 3 月 20 日

条例第61号

改正 平成18年 3 月 24日 条例第21号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 市指定有形文化財（第 5 条—第21条）

第 3 章 市指定無形文化財（第22条—第27条）

第 4 章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財（第28条—第35条）

第 5 章 市指定史跡名勝天然記念物（第36条—第39条）

第 6 章 市選定保存技術（第40条—第44条）

第 7 章 補則（第45条）

第 8 章 罰則（第46条—第49条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第 2 項の規定により、法及び千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第 8 号。以下「県条例」という。）の規定に基づき指定を受けた文化財以外の文化財で、市内に存するもののうち、本市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の正しい郷土理解と文化創造を援助し、永く後世に伝承して、我が郷土並びに我が国文化の向上に貢献することを目的とする。

（平18条例21・一部改正）

（定義）

第 2 条 この条例において「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

(4) 歴史上又は学術上価値の高い遺跡及び芸術上又は観賞上価値の高い名勝地並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）

（市等の責務）

第3条 市並びに浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文化財の保存及び活用に関し、第1条の目的を達成するため、文化財の現状をは握するとともに、文化財の持つ意義が市民生活の中で有効にその役割を果たすよう努めなければならない。

2 市民は、文化財の保護に努めるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に誠実に協力しなければならない。

3 市並びに教育委員会は、この条例の趣旨を実現させるために、市指定文化財について標示板の設置等の具体的措置を積極的に講じるよう努めなければならない。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第4条 教育委員会は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市指定有形文化財

（指定）

第5条 教育委員会は、本市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により千葉県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを浦安市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の

同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、浦安市文化財審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者等に通知してする。ただし、当該有形文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からこの効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第6条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財又は県条例第4条第1項の規定による県指定有形文化財としての指定があつたときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、速やかに、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、当該市指定有形文化財の所有者等は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

（管理方法の指示）

第7条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、当該市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者等の管理義務及び管理責任者）

第8条 市指定有形文化財の所有者等は、この条例に基づく教育委員会の指示に従

い、市指定有形文化財を適正に管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

（所有者等の変更等）

第9条 市指定有形文化財の所有者等が変更したときは、新たにその権利を引き継いだ者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者等は、管理責任者を変更したときは、新管理責任者と連署の上、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

3 市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者等に係るものであるときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（滅失・き損等）

第10条 市指定有形文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを紛失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第11条 市指定有形文化財の所在を変更しようとするときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りるものとする。

（修理）

第12条 市指定有形文化財の修理は、当該市指定有形文化財の所有者等が行うものとする。

(管理又は修理の補助)

第 13 条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の理由がある場合には、市は、その経費の一部を、予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、その条件として、必要な指示又は監督をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 14 条 前条第 1 項の規定により補助金を交付決定された所有者等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

(1) 管理又は修理に関し条例等に違反したとき。

(2) 補助金交付の目的以外に補助金を使用したとき。

(3) 前条第 2 項の補助条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第 15 条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又はこれを盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前 2 項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用を負担する場合には、第13条第 2 項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第 16 条 市が、市指定有形文化財の管理又は修理に関し、第13条第 1 項の規定により補助金を交付し、又は前条第 3 項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者等又はそれらの相続人・受遺者若しくは受贈者は、

補助金の交付又は市の経費負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を有償譲渡した場合においては、補助又は負担を受けた金額の全部又は一部を市に納付しなければならない。ただし、市が認める特別の理由があるときは、これを免除することができる。

（現状変更等の制限）

第 17 条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更で維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第 1 項の許可をする場合において、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関し必要な条件を付することができる。

4 第 1 項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

（修理の届出等）

第 18 条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第13条第 1 項の規定による補助金の交付、第15条第 2 項の規定による勧告又は前条第 1 項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 前項の規定する修理について、教育委員会は、必要があると認めるときは、指導及び助言をすることができる。

（公開等）

第 19 条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等（管理責任者を含む。）に対し、6 か月以内の期間を限つて、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財の出品を勧告することができる。

- 2 前項の場合において、必要があると認めるときは、6か月以内の期間を限って出品期間の更新を求めることができる。ただし、引き続いて2年を超えてはならない。
- 3 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等（管理責任者を含む。）に対し、3か月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定による出品に要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 5 市は、第1項及び第2項の規定により出品した所有者等に対し、出品料を支給することができる。
- 6 教育委員会は、第1項及び第2項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。
- 7 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
- 8 第1項及び第2項又は第3項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者等に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責めに帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

（報告）

第20条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者等（管理責任者がある場合は、その者）に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について、報告を求めることができる。

（所有者等の変更に伴う権利義務の承継）

第21条 市指定有形文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者等は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者等に引渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定)

第22条 教育委員会は、本市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第20条第1項の規定により千葉県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを浦安市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定又は第2項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするものに通知してする。

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。

7 第2項又は第5項の規定による認定をしたときは、教育委員会は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。

(平18条例21・一部改正)

(解除)

第23条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第3項の規定を準用する。

- 4 第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に通知してする。
- 5 市指定無形文化財について、法第71条第1項の規定による重要無形文化財又は県条例第20条第1項の規定による県指定無形文化財としての指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体に通知しなければならない。
- 7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。
- 8 第2項、第5項又は第7項の規定による認定の解除を受けたときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体であつた者は、速やかに市指定無形文化財の認定書を教育委員会に返付しなければならない。

（平18条例21・一部改正）

（保持者、保持団体の氏名変更等）

第24条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、市指定無形文化財の保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、保持団体（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（保存）

第25条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、市指定無形文化財の保持者

又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(公開)

第26条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第19条第4項及び第7項の規定を準用する。

3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(保存に関する助言又は勧告)

第27条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財

(指定)

第28条 教育委員会は、本市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第26条第1項の規定により千葉県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを浦安市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第26条第1項の規定により千葉県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとって重要なものを浦安市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第5条第2項から第6項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定には、第22条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(平18条例21・一部改正)

(解除)

第29条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第6条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第23条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定又は県条例第26条第1項の規定による県指定有形民俗文化財若しくは県指定無形民俗文化財の指定があつたときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

6 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。

7 第5項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(平18条例21・一部改正)

(保護)

第30条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

第 3 1 条 第 7 条から第15条まで及び第18条から第21条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第 3 2 条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第 3 3 条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第26条第 3 項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第 3 4 条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財記録の作成等)

第 3 5 条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要なものを選択し、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2 前項の規定による選択には、第22条第 3 項の規定を準用する。

第 5 章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第 3 6 条 教育委員会は、本市の区域内に存する記念物（法第109条第 1 項の規定により史跡名勝若しくは天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定されたもの又は県条例第34条第 1 項の規定により千葉県指定史跡、千葉県指定名勝若しくは千葉県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを浦安市指定史跡、浦安市指定名勝又は浦安市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第 5 条第 2 項から第 6 項までの規定を準用する。

(平18条例21・一部改正)

(解除)

第37条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他の特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定又は県条例第34条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定があつたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には、第6条第2項及び第5項の規定を、前項の場合には、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。

(平18条例21・一部改正)

(土地所在等の異動の届出)

第38条 市指定史跡名勝天然記念物の指定区域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

第39条 第7条から第10条まで、第13条、第15条、第20条及び第21条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 市選定保存技術

(選定等)

第40条 教育委員会は、本市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの又は県条例第40条第1項の規定により千葉県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち保存の措置を講ずる必要があるものを浦安市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければなら

い。

3 一の市選定保存技術についての前項の規定による認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第22条第3項から第7項までの規定を準用する。

(平18条例21・一部改正)

(解除)

第41条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第23条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 市選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定及び県条例第40条第1項の規定による県選定保存技術の選定があつたときは、当該市選定保存技術の選定並びに保存者及び保存団体の認定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、第23条第6項及び第8項の規定を準用する。

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保持団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、又は同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(平18条例21・一部改正)

(保持者の氏名変更)

第42条 保持者及び保存団体には、第24条の規定を準用する。

(保存)

第 4 3 条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(保存に関する指導又は助言)

第 4 4 条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第 7 章 補則

(規則への委任)

第 4 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第 8 章 罰則

(罰則)

第 4 6 条 市指定有形文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 4 7 条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 4 8 条 第17条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第 4 9 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは財産の管理に関して前 3 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
(浦安町文化財保護条例の廃止)
- 2 浦安町文化財保護条例（昭和49年条例第14号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行前に、浦安町文化財保護条例の規定に基づきなされた指定その他の手続については、この条例の相当規定によりなされた指定その他の手続とみなす。

附 則（平成18年3月24日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

○浦安市文化財保護条例施行規則

昭和56年 3 月 20 日

教委規則第25号

改正 平成13年 3 月 30 日教委規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦安市文化財保護条例（昭和56年条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請書等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項、第22条第 1 項、第28条第 1 項及び第36条第 1 項の規定による指定並びに条例第40条第 1 項の規定による選定を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書を浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 浦安市指定有形文化財・有形民俗文化財指定申請書（別記第 1 号様式）
- (2) 浦安市指定無形文化財指定・選定保存技術選定申請書（別記第 2 号様式）
- (3) 浦安市指定無形民俗文化財指定申請書（別記第 3 号様式）
- (4) 浦安市指定史跡名勝天然記念物指定申請書（別記第 4 号様式）

(指定の同意書)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項（条例第28条第 2 項及び第36条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により指定に同意した者は、文化財指定同意書（別記第 5 号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(指定書)

第 4 条 条例第 5 条第 6 項（条例第28条第 2 項及び第36条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する指定書は、別記第 6 号様式によるものとする。

(認定書)

第 5 条 条例第22条第 7 項（条例第40条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する認定書は、別記第 7 号様式によるものとする。

(指定書等の再交付)

第 6 条 第 4 条の指定書又は前条の認定書を滅失し、き損し、紛失し、又は盗み取られた者は、指定書・認定書再交付申請書（別記第 8 号様式）により、その再交付を申請することができる。

(解除の通知書)

第7条 条例第6条第1項、第23条第1項、第29条第1項及び第37条第1項の規定による指定解除並びに条例第41条第1項の規定による選定解除の通知は、浦安市指定文化財指定・選定解除通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(管理責任者の選任又は解任の届出)

第8条 条例第8条第3項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財管理責任者選任・解任届（別記第10号様式）により行うものとする。

(所有者等の変更の届出)

第9条 条例第9条第1項（条例第31条及び条例第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財所有者等変更届（別記第11号様式）により行うものとする。

(管理責任者変更の届出)

第10条 条例第9条第2項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財管理責任者変更届（別記第12号様式）により行うものとする。

(所有者等又は管理責任者の氏名等変更の届出)

第11条 条例第9条第3項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財所有者等・管理責任者氏名（名称）及び住所変更届（別記第13号様式）により行うものとする。

(滅失等の届出)

第12条 条例第10条（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財滅失・き損・紛失・盗難届（別記第14号様式）により行うものとする。

(所在変更の届出)

第13条 条例第11条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財所在変更届（別記第15号様式）により行うものとする。

(所在変更の届出を要しない場合等)

第14条 条例第11条ただし書（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とし、所在を変更した

後届け出ることをもつて足りる場合は、火災、震災その他の災害に際し、所在を変更する場合とする。

- (1) 条例第13条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のための所在の変更
- (2) 条例第15条第1項及び第2項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けて行う措置又は修理のための所在の変更
- (3) 条例第17条第1項の規定による許可を受けて行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のための所在の変更
- (4) 条例第18条第1項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出をして行う修理のための所在の変更
- (5) 条例第19条第1項、第2項又は第3項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による要請又は勧告を受けて行う公開のための所在の変更（経費補助の申請）

第15条 所有者等又は管理団体（以下「管理者」という。）は、条例第13条（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）第25条、第26条、第32条及び第43条の規定により経費の補助を受けようとするときは、浦安市指定文化財管理費・修理費補助金交付申請書（別記第16号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費の予算書
 - (2) 工事内訳書
 - (3) 設計仕様書
 - (4) 設計図
 - (5) 修理箇所の写真又は見取図
- 2 管理者は、前項に規定する書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その理由を付して、市長に届け出なければならない。
- 3 管理者は、修理を完了したときは、浦安市指定文化財修理完了届（別記第17号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
- (1) 工事の概要書
 - (2) 精算書
 - (3) 修理の結果を示す写真又は見取図

(現状変更等の許可申請)

第 1 6 条 条例第17条第 1 項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、浦安市指定文化財現状変更等許可申請書（別記第18号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(着手及び終了の報告)

第 1 7 条 許可申請者は、当該許可に係る現状の変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(現状変更の届出)

第 1 8 条 条例第17条第 2 項の規定による届出は、浦安市指定文化財現状変更等届（別記第19号様式）により行うものとする。

2 前項の規定による届出をした者には、前条の規定を準用する。

(維持の措置の範囲)

第 1 9 条 条例第17条第 2 項の規定による維持の措置の範囲は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 市指定有形文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財をその指定当時の原状（指定後において、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為について許可を受けたものにあつては、当該現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為が完了した後の原状）に復するとき。

(2) 市指定有形文化財が、き損し、又は滅失している場合において、当該き損又は滅失の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(修理の届出)

第 2 0 条 条例第18条第 1 項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財修理届（別記第20号様式）により行うものとする。

(修理終了の報告)

第 2 1 条 条例第18条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出を行つた者は、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第 2 2 条 条例第24条（条例第42条において準用する場合を含む。）に規定する事由

は、保持者が市指定無形文化財の保存に影響を与える程度の心身の故障を起こした場合とし、同条の規定による届出は、浦安市指定文化財保持者死亡・氏名（名称）・住所変更届（別記第21号様式）により行うものとする。

（土地所在等の異動届出等）

第 2 3 条 条例第38条の規定による届出は、浦安市史跡名勝天然記念物所在地等異動届（別記第22号様式）により行うものとする。

2 前項の届出が土地の分筆に係るものであるときは、当該土地に係る土地台帳の謄本及び登記所に備えられた図面の写しを前項の届出書に添付する。

（台帳）

第 2 4 条 教育委員会は、市指定文化財に関する記録を整備するため、浦安市指定文化財台帳（別記第23号様式）を備えておくものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

（浦安町文化財保護条例施行規則の廃止）

2 浦安町文化財保護条例施行規則（昭和49年教委規則第2号）は、廃止する。

附 則（平成13年3月30日教委規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調製をして使用することができる。

○浦安市文化財審議会条例

昭和56年 3 月20日

条例第107号

改正 平成 8 年 3 月22日 条例第 9 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定により、浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に浦安市文化財審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保護及び活用に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 7 人以内をもつて組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、文化財及び郷土に深い関心を有し、かつ、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 審議会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習部において処理する。

(平 8 条例 9 ・ 一部改正)

(規則への委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月22日条例第 9 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

○浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例

昭和59年 6 月29日

条例第14号

改正 昭和62年 6 月27日 条例第15号

(題名改称)

昭和63年 9 月29日 条例第23号

平成17年 6 月28日 条例第33号

令和 4 年 3 月23日 条例第23号

(設置)

第 1 条 指定有形文化財である住宅を保存し、これを公開することにより市民の文化教養の向上に寄与するため、指定有形文化財住宅を設置する。

(昭62条例15・令 4 条例23・一部改正)

(名称及び位置)

第 2 条 指定有形文化財住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧宇田川家住宅	浦安市堀江三丁目 4 番 8 号
旧大塚家住宅	浦安市堀江三丁目 3 番 1 号

(昭62条例15・令 4 条例23・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第 3 条 指定有形文化財住宅の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(平17条例33・全改、令 4 条例23・一部改正)

(入館料)

第 4 条 指定有形文化財住宅の入館料は、無料とする。

(昭62条例15・一部改正、昭63条例23・旧第 5 条繰上、平17条例33・旧第 4 条繰下、令 4 条例23・旧第 6 条繰上・一部改正)

(入館の制限)

第 5 条 浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、指定有形文化財住宅を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) 展示品等を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3) その他指定有形文化財住宅の管理上支障があるとき。

(昭62条例15・一部改正、昭63条例23・旧第6条繰上、平17条例33・旧第5条繰下・一部改正、令4条例23・旧第7条繰上・一部改正)

(損害賠償)

第6条 入館者が指定有形文化財住宅の施設、設備又は資料を滅失又はき損したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(昭62条15・一部改正、昭63条例23・旧第7条繰上、平17条例33・旧第6条繰下、令4条例23・旧第8条繰上・一部改正)

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例33・旧第8条繰下、令4条例23・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (昭和62年6月27日条例第15号)

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則 (昭和63年9月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和63年教委規則第12号で昭和63年10月25日から施行)

附 則 (平成17年6月28日条例第33号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日条例第23号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和59年 6 月30日

教委規則第10号

改正 昭和62年 6 月30日教委規則第 4 号

(題名改称)

平成16年 2 月20日教委規則第 8 号

令和 4 年 3 月30日教委規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第14号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭62教委規則 4 ・ 一部改正)

(開館時間)

第 2 条 指定有形文化財住宅の開館時間は、午前10時15分から午後 4 時までとする。

ただし、12月 1 日から翌年の 3 月31日までの間は、午前10時15分から午後 3 時までとする。

2 前項の開館時間は、浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(昭62教委規則 4 ・ 令 4 教委規則 7 ・ 一部改正)

(休館日)

第 3 条 指定有形文化財住宅の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日及び木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 休日の翌日（その日が日曜日及び土曜日に当たる場合はその日後において、その日に最も近い休館日でない日）

(3) 12月27日から翌年の 1 月 4 日までの日

(昭62教委規則 4 ・ 平16教委規則 8 ・ 令 4 教委規則 7 ・ 一部改正)

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、指定有形文化財住宅の管理に関し必要な事

項は、教育委員会が別に定める。

(昭62教委規則 4・令 4 教委規則 7・一部改正)

附 則

この規則は、昭和59年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和62年 6 月30日教委規則第 4 号)

この規則は、昭和62年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成16年 2 月20日教委規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 4 年 3 月30日教委規則第 7 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年度浦安市郷土博物館年報第 24 号

発行日 令和 7 年 9 月

発 行 浦安市郷土博物館

〒279-0004 千葉県浦安市猫実 1-2-7

Tel : 047-305-4300 Fax:047-305-7744

編集・印刷 浦安市郷土博物館
